

令和7年12月愛荘町議会定例会会議録

令和7年12月10日（水）午前9時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第62号 愛荘町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 3 議案第63号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第64号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第65号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第66号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第67号 愛荘町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第68号 財産の取得につき議決を求めるについて
- 日程第 9 議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第70号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第71号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11

~~~~~

追加日程第1 議長辞職の件

~~~~~

追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙

~~~~~

追加日程第1 指定第1号 議席の変更について

- 追加日程第2 報告第2号 常任委員会副委員長の報告について  
追加日程第3 選挙第2号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙について  
追加日程第4 選挙第3号 東近江行政組合議会議員の選挙について  
追加日程第5 選任第2号 特別委員会委員の選任について
- 

### 出席議員（14名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 久保田 正利 君 | 2番 小菅 久宣 君  |
| 3番 中川 喜代和 君 | 4番 澤田 源宏 君  |
| 5番 村西 作雄 君  | 6番 村田 定君    |
| 7番 上田 太治 君  | 8番 高橋 正夫 君  |
| 9番 外川 善正 君  | 10番 河村 善一 君 |
| 11番 瀧 すみ江 君 | 12番 竹中 秀夫 君 |
| 13番 辰己 保 君  | 14番 森野 隆 君  |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                         |        |                                              |        |
|-------------------------|--------|----------------------------------------------|--------|
| 町長                      | 有村国知君  | 副町長                                          | 杉本甚治郎君 |
| 教育長                     | 徳田寿君   | 企画政策監兼みらい創生課長事務取扱<br>基盤付金・定額減税一括支援事業推進室長事務取扱 | 西川傳和君  |
| 総務政策監                   | 生駒秀嘉君  | 福祉政策監<br>兼健康推進課長事務取扱                         | 木村美紀君  |
| 産業政策監<br>兼商工観光課長事務取扱    | 北川三津夫君 | 教育次長<br>兼教育振興課長事務取扱                          | 陌間秀介君  |
| 経営戦略課長<br>兼任革・DX推進室長    | 田中孝幸君  | 人権政策課長                                       | 藤野知之君  |
| くらし安全環境課長               | 山本拓也君  | 福祉課長                                         | 川井美幸君  |
| 子ども支援課長<br>兼任こども家庭センター長 | 増居志穂君  | 住民課長                                         | 楠真二君   |
| 税務課長                    | 藤澤雅史君  | 農林振興課長                                       | 阪本崇君   |
| 建設・下水道課長                | 羽田順行君  | 学校教育担当課長                                     | 西澤仁志君  |
| 給食センター所長                | 中村誠司君  | 生涯学習課長<br>兼国スポ・障スポ推進室長                       | 水谷徹也君  |
| 図書館長                    | 三浦寛二君  |                                              |        |

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長 森まゆみ 書記 伊谷一真

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日12月9日に引き続き、3名の一般質問を行います。

それでは、順次発言を許します。

---

◇ 村田 定君

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 皆さん、おはようございます。一般質問を行います。6番、村田 定です。一問一答でお願いいたします。今回は大項目3点につきお尋ねをいたします。1点目は、役場の開庁時間の短縮について。2点目は、公立中学校の部活動を地域移行について。3点目は、愛荘町まちじゅう読書の条例についてをお尋ねをいたします。

まず1点目、役場庁舎の時間短縮についてお尋ねをいたします。12月1日より、従来の8時30分から17時15分の開庁時間を、12月1日より、9時より17時に変更されました。そこで下記の質問をいたします。

1点目、開庁時間短縮の目的や、期待する効果についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 日本における本格的な人口減少社会への移行に伴い、労働力、人口が減り続ける中で持続的な成長を遂げていくためには、多様な人材が働きやすい職場環境を整備することで、労働者一人一人の健康を確保し、生産性を高め、創造性の発揮を促していく職場へと変えていく必要があります。こうした社会の移り変わりに応じていくため、当町においても、円滑な窓口業務の推進による行政サー

ビスの質の向上に努め、組織における生産性及び業務効率を高めていくため、事務打合せに要する時間の確保と、働きやすい職場環境の実現等を通じた働き改革を進めていくことを目的に、今月1日から役場等の開庁時間を変更させていただきました。

期待する効果としましては、住民の日々の暮らしを守り、町の持続的な発展に尽力する職員の働く環境を整えることにより、よりよい公共サービスを築いていくものであります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問いたします。時間別の来庁者の調査をされたというふうに聞いておりますが、伝え方が一方的で、短かな時間しかなかったということで、当然、8時半という思いの中で来られる方もあると思うんですけど、そういう方の対応を今現在どういうふうに把握されてるか、お尋ねしておきます。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。周知につきましては、広報紙、ホームページ、防災無線、それと全戸配布のほう、チラシさせていただいたのと、あと各施設については、ポスターのほうの掲示をさせていただいているというところで、時間が変更というところではなくて、目的、趣旨のほうもしっかりと掲載のほうをさせていただいているというところでございます。

今後、そういう部分のお問合せ等がございましたら、丁寧に説明のほうをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） それでは、次に移ります。

職員の働き方改革の具体的な目標や評価基準について教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 職員の働き方改革を進めていく上での目標や到達点としましては、業務の棚卸しや見直しによる業務の効率化を図り、職員一人一人の負担軽減と健全な働き方の実現を図るものでございます。すなわち、働き過ぎを防ぐことで、職員の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスの実現が可能になることを目的としているところでございます。

評価基準については、特に今回の開庁時間及び電話受付の時間の変更をすることで時間外勤務の削減を目指しております、そのことは今後評価していく基準の1つに

なると考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質を行います。開庁時間の変更により、成果、精査を十分にしていただいて、必要な対策を検討していただきたいと思います。

次に移ります。短縮によって生まれる時間をどのように見ておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 今まで執務時間全てを窓口業務や電話対応に費やしていましたことから、業務の準備や後片づけを執務時間外に行わなければなりませんでした。今回の開庁時間変更に伴いまして、執務時間内に行うことができ、また、業務における申し送りや懸案事項の伝達など、職員間の情報共有や打合せ時間が確保でき、業務トラブルを未然に防ぐとともに、職員の安心につながるものと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今、御答弁いただいたんですけども、そうしますとね、今までの開庁時間は、職員が業務負担、時間外勤務をすることが前提とされていたのではないでしょうか。その点どういうお考えでしょうか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 現実、そういったところも見受けられるという部分については、否定はできません。そういったところから今回、全国的な流れでございますけれども、開庁時間の変更をすることによりまして、そういった時間を執務時間内にするというところでございますので、御理解いただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 開庁時間を変更したということは、非常に今の時代に沿ったというか、方向性としては非常にいいと思いますので、これは成果をしっかりと出していただくようにお願いしたいと思います。

その次です。時短によって削減できる費用についてお教えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 開庁時間の変更によって生まれた時間を活用しまして、所属内の職員全員が参加できる会議や打合せ時間とすることで、業務改善を進め、時

間外勤務の削減に取り組むこととしております。また、今月から、ノ一残業デーを従前の水曜日に金曜日を加えた週2日とし、残業代の入件費及び光熱水費の削減を図つてまいります。なお、削減できる費用といたしましては、対前年度の残業時間の10%減を目標と考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 職員が180名以上おられて、任用職員を入れたら400人近い職員がいられるわけで、やはりこれは残業代を含め、電気代とか、そういう諸費用についての削減が見込めないと駄目だと思いますので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、5点目に移ります。住民さんからの反発や不便さの懸念について教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 開庁時間の変更については、一定の周知期間を設け、町広報紙やホームページへの掲載、関係施設へのポスター掲示、防災行政無線による周知などを行ってまいりました。その間、住民さんからの御意見や苦情はございませんでした。変更を実施した12月1日から本日までについては、住民さんからの苦情等はございませんでした。しかしながら、開庁前の9時までに来庁いただき、お待ちいただいた方は数名おられましたけれども、職員が開庁時間の変更となった趣旨の説明をさせていただき、御理解を頂いているところでございます。引き続き、町民さんが不満に感じていただくことのないよう、丁寧な対応を心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 愛荘町は、この開庁時間の短縮については先進町だと思います。今、19市町あるんですけども、県内では8番目と早いわけでございます。私、彦根市の例をとって御報告しますけども、彦根市は6年10月から、県内で2番目の先進町であります。この1年前から、副市長を本部長として働き方業務改善委員会を立ち上げられて、職員全体、1,700人おられるんですけども、労働環境をヒアリングされて、この庁舎の開庁時間も変更されたというふうに聞きましたが、そういうことで、やはりこれは働き方改革という言葉は言われるんですけども、それぞれの部署での業務の改善、これを真剣にやっていただかないと、ただ単に時間を短くしたか

らでは意味はないと思いますので、そこらの点の業務改善委員会、そういうもののを今後立ち上げてもらって、やはりそれぞれの課、それぞれの部署でどういった問題が今生じておるのか。そこらを真剣に考えていただいて、開庁時間を短縮したことによって得られる効果、成果をはっきりと出していただくようにしていただきたいと思います。ですから、県内でも6町村では初めてですので、当然、やはりほかの町にしても、いろいろな先進町としての状況も見にこられると思います。そこらでしっかりと当町の考え方、そこらを改善委員会等を立ち上げて推進をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは2点目に移ります。公立中学校の部活動の地域移行についてお尋ねいたします。私、これは6月議会にも質問いたしましたけれども、令和5年から令和7年、今年度まで改革推進期間として、まずは地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すとされ、また、当該期間の進捗状況等を勘案し、適宜見直しを行うとされました。2026年、令和8年、来年から令和13年の6年間が改革実行期間、地域移行、地域連携と位置づけられています。当町も今年1月に愛荘町立中学校部活動在り方検討協議会を立ち上げ、議論を開始されました。現在の進捗状況と課題についてお尋ねをします。

**○議長（森野 隆君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** 国におきましては、令和5年度から7年度を改革推進期間、令和8年度から13年度の6年間を改革実行期間と位置づけ、地域の実情に応じた早期の移行と、進捗に応じた柔軟な見直しが示されております。併せて、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインでは、地域クラブ活動の持続可能性、指導者の質と安全管理、学校、地域、自治体の役割分担の明確化などが示されております。

本町では、これらの方針を踏まえ、今年1月に愛荘町立中学校部活動在り方検討協議会を設置し、地域連携、地域展開に向けた協議を進めております。7月の会議では、地域団体の受け入れ状況や学校部活動の実態、教員負担の現状について整理をし、移行の方向性を協議いたしました。10月の会議では、休日の活動から段階的に移行する具体的な実施イメージの検討、地域団体とのマッチングの進捗確認、指導者確保に向けた人材情報の共有などを行ったところでございます。

現在は、部活動の実態と地域団体の受け入れ可能性との最適なマッチングを進めてお

り、令和7年度末までに、先行的に移行が可能な種目を選定できるよう協議を継続しております。また、ガイドラインで重要とされる指導者確保につきまして、町内団体の協力可能な人材を把握しつつ、研修、安全管理体制、指導者の負担軽減など、指導の質を担保する仕組みの検討も進めております。

一方で、1つ目に、地域クラブの受皿整備と指導者確保、2つ目に、施設利用や送迎など、環境面及び費用負担の整理、3つ目に、学校、地域、保護者の連携と理解促進といった課題も認識しております。特に保護者の不安解消に向けた丁寧な説明や意見交換の場の設定、そしてガイドラインで示されるコーディネート機能の確保が必要であると考えております。

今後は、地域の実情に応じた、できるとこからの段階的移行を進め、課題への対応状況を踏まえながら計画の見直しを行い、次年度からの改革実行期間に、国、県、近隣市町の動向も注視しつつ、徐々に進めてまいります。引き続き、学校と地域が連携し、子どもたちの多様な活動機会が将来にわたり確保されるよう丁寧に取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今、答弁いただきましたが、できるところから段階的に移行していくということをお聞きをいたしました。できるところからやるということで、これは令和13年度までには完了するということなんですが、できるところからやるということは、これは国も言ってます。そういうことで、当町にそういう受皿があるのかということと、あれば、具体的な事例についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、受皿あるいは具体的なところのお話につきまして答弁をさせていただきます。

本町におきましては、これまでの協議内容を踏まえ、可能なところから段階的に地域連携を進めているところであり、既に幾つかの種目で外部指導者の活用が進みつつあります。まず、外部指導体制の整備として、愛知中学校では剣道、秦荘中学校では柔道、バスケットボール、剣道の計4名の部活動指導員に継続して指導をお願いしております。さらに愛知中学校におきましては、地域の外部指導者3名にソフトボール部の指導を依頼しており、地域と学校が連携した指導体制が一定程度進んでいる状況であります。

また、地域クラブ設立に向けた取組として、愛知中学校と秦荘中学校の野球部が月1回の合同練習会を計画しており、そこに地域の指導者にも参加いただくよう調整をしております。この取組は、次年度の休日活動の地域展開につなげることを見据えた先行的な試行であり、選手、指導者双方の交流や、地域指導体制の構築に向けた重要なステップであると捉えております。加えて、剣道、柔道、サッカー、バレーボールなどの競技につきましても、地域団体やスポーツ少年団の活動へ中学生が参加可能となるよう、現在調整や協議を進めているところでございます。さらに、文化部活動につきましても、地域での指導体制の構築に向け、連携可能な団体や指導者の確保について模索を進めている段階であり、引き続き、学校の実情や子どもたちの活動ニーズを踏まえた受皿づくりに努めてまいります。

このように、現時点では種目ごとに進捗には差がございますが、できるところからの段階的な地域連携が始まりつつあります。今後も、学校、地域の意向を丁寧に調整しながら、具体的な受入体制の構築を進めてまいります。

**○議長（森野 隆君）** 6番、村田 定君。

**○6番（村田 定君）** ありがとうございました。今、聞いて、非常にそれぞれの受皿、具体的な例を話していただきました。できるところからやるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。これは全国、各市町、取り組んでいるわけですけども、私も前回、米原の山東町に地域移行についてのシンポジウムがあって行きました。そのときに、そこは、カモンスポーツクラブというNPO法人があります。ですから、そういう受皿があるわけですね、地域によっては。そういったところは非常にスムーズに行けるというふうに思います。ですから、当町にはそういったNPO法人等々がないので、今おっしゃったような個別なクラブに移行して、できるところからやっていただきたい。

これは、そもそも地域移行になった原因というのは、少子化により学校単位ではできないと。今までクラブは教育の一環となされてましたけれども、それがやはりできないから地域でということでの地域の受皿が非常に重いと思うんです。このとき出てましたのは、やはり先行事例はいっぱいあると思うんです。全国もう500くらいは先行されてますし、もう既に国が定めてます以前から、岐阜羽島なんかは、令和6年度から完成して施行されています。だからそういったことで先進地を、ぜひ情報交換していただいて、そこらの受け入れられる点は、ぜひとも先進地との交流の中で受

け入れていただきたいなど。そしてまた彦根市には彦根稲枝中学が、これ、モデル校になってまして、ごく近くでもありますし、そういう環境を整備されてるところについての知恵というんですか、交流をしていただいて、ぜひとも早期実現を図っていただくようにお願いしたいと思います。

これは13年には完全移行するということなんすけども、やはりスポーツクラブだけじゃなくて文化部も含めてということで、非常に幅が広いということで、大変な労力が要ると思うんですけども、ぜひ、ひとつ、これからの中でも取り入れていただきたいなど。これには様々な問題がございます。本当に今言われてます、指導者の問題とか、施設の問題とか、確保とか、大会の在り方とか、費用負担をどうするかと。当然、これ、父兄にかかる送迎とか、当然、これ、ボランティアできる団体ばかりじゃないと思いますので、当然、そういった費用もかかると思います。そういう費用負担等も含めて、今後審議会で議論をしていただいて、先進町に一日も早く会っていただくようにぜひともお願いしたいと思います。

今後、私もこれは進捗状況をしっかりと興味を持ってまたやっていきたいと思いますので、ひとつ御指導もいただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の3点目に移らせていただきます。愛荘町まちじゅう読書の条例についてお尋ねをします。愛荘町施行20周年を迎えるに当たり、これからもみんなで読書を楽しむ道しるべとなるよう、愛荘町まちじゅう読書条例が、9月議会、全員賛成で制定されました。条例では愛荘町の読書についての基本理念を定めているほか、町民の皆様の取組、町の取組、学校等の取組が定められています。これからも愛荘町では、図書館の充実と読書活動の推進に努めることが条例の大きな目的です。以下4点についてお尋ねをします。

1点目、学校などが町立図書館と連携することや、小中学校が学校図書館を活用した、読書推進する条例の具体的な取組について教えてください。

**○議長（森野 隆君）** 図書館長。

**○図書館長（三浦寛二君）** お答えいたします。

愛荘町では、今年9月に愛荘町まちじゅう読書の条例を制定いたしました。町立図書館と学校との連携による取組といたしましては、町立図書館の司書が小中学校の各クラスに出向き、おはなし会や本の紹介を実施しております。また、町立図書館から学校の各クラスへ本を貸出しする団体貸出しを実施しております。

次に、小中学校の学校図書館での読書推進活動の取組を御紹介いたします。小学校では、図書指導員が図書委員会とともにスタンプカードを作成し、学校図書館の利用につなげています。そのほか、中学校の学校図書館では、夏休み前に町立図書館の司書による本の紹介をビブリオバトルの形式により実施いたしました。

今後は、学校図書館で図書委員会によるお薦めの本の展示をするといった取組により、子どもたちが読書に取り組む機運が高まるよう、学校と連携して読書活動を推進してまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今、答弁の中で、学校図書館の充実ということはよく分かりました。それで、本を紹介するビブリオバトルの形式により実施しましたという、この点、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えいたします。

ビブリオバトルの形式でございますけれども、ビブリオバトルは、本の紹介を行う方が、オーディエンスと呼ばれる、聞いていらっしゃる方の前に立ちまして、1人3分から5分といった決められた時間の間に本の紹介を行う。そういうことを繰り返しまして、オーディエンスの聞いてらっしゃる方が一番読みみたいと思った本に投票すると。投票して一番読みみたいと思われた方の数が一番多かった本をその回のチャンプ本として、最も読みたかった本ですよといった形で紹介するといったビブリオバトルの形式を取り入れまして、ビブリオバトルの正式な方法ではございませんけれども、簡略化した方法で、中学生の前で図書館の職員が本の紹介を行いまして、最も読みたい本を決めていただくといった形で紹介をさせていただきました。

通常の1冊1冊、図書館司書が本の紹介を行うといった形式に比べまして、子どもたちが本に興味を持っていただくといった姿が見られました。また、チャンプ本となつた、一番見たい本として投票数が多かった本以外の本につきましても、子どもたちが非常に関心を持って読んでいただく姿が見られました。こういったところから、中学校においても、ビブリオバトルの形式による本の紹介を今後も積極的に取り入れていきたいと感じているところでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 2点目ですけども、毎年11月を読書推進月間とすることも定めています。取組と検証について教えてください。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） 今年9月に制定いたしました愛荘町まちじゅう読書の条例では、毎年11月を愛荘町まちじゅう読書推進月間とすると規定しています。図書館では、この規定に基づき、11月に新たに図書館フェスティバルを開催し、映画会や野菜づくりの講習会、本とお茶をテーマとした講演会などを開催いたしました。また、社会教育委員会議の皆様により、愛荘66かまど祭において本の交換会を開催し、700名を超える参加者がございました。今後、11月の愛荘町まちじゅう読書推進月間が愛荘町の皆様に定着するよう努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 11月、特に気候もいいし、読書推進月間としては非常にいいと思うんですけど、やはり11月だけに限ることじゃなくて、11月にこういったことをされることによってほかの月にも波及していくというか、効果を出すような、つなげていただく。11月だけで終わるんじゃなくて、ぜひそういうふうに波及していただくように私はお願いしたいと思います。

続きまして、3点目、町には2つの町立図書館があります。24年度の延べ利用者と、町民1人当たりの貸出し件数についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えをいたします。

令和6年度の図書館の入館者数は、2館合計で10万5,855名です。内訳は、秦荘図書館が3万1,104名、愛知川図書館が7万4,751名でございます。個人の貸出し冊数は、2館合計で25万4,456冊、町民1人当たり12.2冊でございます。貸出し冊数の内訳は、秦荘図書館が7万4,280冊、愛知川図書館が18万176冊でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 後でまた、この件については再質問したいと思います。

4点目、読書の宣言の内容のうち、子どもの読書の応援を重視している学校図書館を充実し、図書指導員を配置している現在の利用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） お答えいたします。

愛荘町では、令和2年度より図書指導員を採用し、全ての小学校の学校図書館に毎日、図書指導員を配置いたしました。これにより学校図書館の貸出し冊数は配置前に比べて大幅に増加し、令和6年度には4校で4万311冊となりました。

図書指導員配置の効果といたしましては、学校図書館がいつでも使えることが挙げられます。以前は専任の職員が不在であったため、学校図書館が利用できる時間は限られておりましたが、図書指導員の配置により、授業の合間などにも本の貸出しができるようになりました。また、子どもたちや先生からの本に関する相談に図書指導員が回答できるようになりました。さらに今年度からは、中学校にも図書指導員を配置しております。中学校では、読書の支援のほかに、当初指導員が勉強の質問にも答えることで生徒の学習を支えています。このように図書指導員配置の効果は大きいことから、今後も継続して配置し、さらに読書が子どもの身近なものになるよう取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問したいんですけど、確かに学校に図書館を設置されることによって、小中学生、子どもたちの本に触れ合う機会っちゅうのは結構あると思うんですけど、これ、12月号のあいしょで、これ、私、この数字はちょっと疑問なんんですけど、小学校、中学校の1日当たり、どれくらいの時間読書してますかというアンケート調査をとられた中でね、10分以内が16%、全くしないが36%で、小学校で52%、中学校でいくと66%ぐらいが全く読書しないというふうな回答をしてるんですよね。ですから、学校では図書に触れるけども、もう家庭へ入ったら、帰ったらもう全然図書は触れないというのは、これ、5割、6割あるわけですね。ですから、そんだけの学校図書館までして子どもたちに図書に触れ合う機会をつくっているのにもかかわらず、こういうデータが出てるということについては、どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、現在、愛荘町の小中学生の読書率は、全国平均や県平均と比べて低い数字となっております。その背景といたしましては、

スマートフォンなどメディアに触れる時間が長いことや、小学生高学年から中学生については、部活など読書以外の活動の時間が増えることが考えられます。

一方で、愛荘町では学校図書館の活性化に取り組んでおり、その取組は、学校図書館の貸出し冊数の増加といった成果につながっております。読書は、知的好奇心を喚起し、生涯の学習のベースをつくるものであります。今後も、子どもたちが楽しく読書ができるよう、楽読書・活メディアの取組を進めてまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次、5点目、町内12か所と書いておりますが、これは9月現在ですので、現在13か所に置かれているということで、13か所に置かれているミニコーナーの設置のジャンルや利用状況についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） 本のミニコーナー、愛荘まちじゅうライブラリーは、身近な場所に本があるまちを目指して、皆さんができる本棚の設置を御希望される方に、設置される方御自身の本や、図書館から提供した本を置いていただいています。現在、66cafeや放課後自習室など、町内13か所に設置していただいております。本棚の運営は設置される方に委ねており、置かれている本のジャンルは本棚によってそれぞれございます。設置されている方に利用の状況をお伺いしたところ、これまでスマートフォンを見る人が多かったけれども、本を手にとって読む姿が見られるようになったとの話を聞くことができました。読書活動の推進には、本に触れるきっかけを増やすことが大切です。今後も町民の皆さんに本や読書を身近に感じていただけるよう努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 愛荘町はこういった意味でまちじゅう読書条例を制定しておりますので、小学校、中学校、図書館を設置し、また、このように町内に13か所置かれているミニコーナーにも、絵本をはじめ、読書に触れていただく機会をつくっているわけですから、読書熱がもっともっと上がらなければならないと思います。

これについて私、幾つかちょっと提言をさせていただいて、答弁いただきたいんですけど、まず、図書館だけが読書ではないと思うんです。ですから、図書館へ行かれる方が全て読書かというと、やはり行かれない方も、自ら本を買って、年間何十冊と読まれてる方がいっぱいいらっしゃいます。だから、そういった人の把握ができる

のかということが1つですね。だから図書館に来られる方だけが読書されてるということじゃないということですね。だから、自ら買ってる。だから、まちじゅう読書宣言してる町に本屋さんが1件あるんですけど、ほぼ平日閉まってるんですよ。ですから、やはりそういったことでは、活性化というのか、そこら、しっかりとした本屋さんを実現できればいいなと私は思ってます。後で一緒に答弁いただいたらいいんですけど。

それと読書感想文ですね。それぞれ子どもさんはじめ、読まれると思うんですけど、やはり読書感想文の募集とかね、そういったものをされる機会があってもいいのではないかなど。だから、どういう本を読んでどう感激した、どういうことを学んだとか、そういうようなことも知る必要が図書館としてはあるんじゃないかなと思います。

それと、これはなかなか難しいと思うんですけど、作家、作者、そういった方を招いた講演会をすると、やはりそういうふうな読書熱を上げていくということも、私は一定大事じゃないかなと。先ほど教育長が御答弁いただきましたけども、確かに子どもや中学生が家庭で本を読む、読書する機会が少ない。これはやはり親が読書する、親が見本を示すと子どもも見るやろう。当然、職員も議員も、やはり読書熱を高めていかないと、なかなかそういう環境につながらへんのちゃうかなというふうに私は思います。

今の図書館委員会を開催されてますけどね、だから、その中にも自ら本を買って読むとか、図書に熱心な方、そういった方も入れた図書館委員会をされて、やはり内容をつかむというか、そういったことも大事ではないかなというふうに私思います。今申し上げた中で御答弁いただけたらありがたいなと思うんですけど。

○議長（森野 隆君） 図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） ありがとうございます。幾つかの貴重な御提言を頂きましたので、現在の図書館としての御回答をさせていただきたいと存じます。

まず、1点目でございます。図書館だけが読書ではないという御指摘、特に自ら本を買われる方について図書館としてどのように考えているかという点についてお答えをさせていただきます。

まず、図書館といたしまして、まず、読書については、非常に個人的な活動となりますので、例えば、どなたがどのような本を読んでいらっしゃるか、どれだけ読んでいらっしゃるかということを図書館からお尋ねするといったことは、現在としてはし

ておりませんし、全国的にもそういった動きはないと捉えております。

一方で、図書館に来られる方が、例えば、私、あるいは図書館の職員に、こういった本が面白かった、あるいは、こういった本を読んでいるけれども、どうですかといったふうに尋ねられた際には、積極的にお声がけをしてコミュニケーションを図っているところでございます。

このように読書は非常に個人的な活動であるとともに、まちの中に図書館があるといったことは、そのまちの活性化につながるものと考えております。議員御指摘のとおり、現在、愛荘町には、既に書店は1店舗となりました。愛荘町に住んでいらっしゃる方が、もし、専門的な本が必要な場合は、近隣の市、あるいは大阪や京都といった大都市に出向かなければならぬ状況でございます。

一方で、愛荘町では、2館ある図書館を活用していただければ、専門的な図書についても何らかの手段で提供しているところでございます。このように、まちに図書館があるといったことは、それぞれの求める情報が皆さんの手に渡るといった状況をつくっていると考えております。そういう意味で、図書館があることを中心にして、読書の提供、また、皆さんの求める情報の提供といったことから町の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的には、今年度、文部科学省から委託事業を受けまして、図書館、学校図書館を通じた地域活性化事業に取り組んでおり、そういったところで成果を出していきたいと考えているところでございます。

次に、2点目でございます。読書感想文の募集をしてはいかがですかという御提案を頂きましたので、これについて御回答をさせていただきます。

読書感想文につきましては、古くから、私の子どもの頃からも夏休みの宿題として活用されており、なかなか子どもたちも四苦八苦しながらつくっているといった場面も見てまいりました。感想文につきましては、毎年、図書館で感想文の書き方講座というのを開催しております、夏休みに子どもたちを集めまして、教育振興課の協力も仰ぎながら、感想文の書き方を子どもたちにレクチャーするといった講義を開催しているところでございます。

一方で、そういった方の参加者の子どもたちの話を聞いておりますと、なかなか感想文を書くことが非常に負担ですという声も聞いております。先生の御意見を聞いてみましても、なかなか、書く力を育てるといった意味では非常に有効であるけれども、

夏休みあるいは冬休みといった限られた時間の中でこれを仕上げてくるのは、相当な力が本来は要ると考えているといった声も聞いております。

そういう現状を踏まえまして、図書館といたしましては、現在、本の一言カードといったものを募集しているところでございます。感想文といった原稿用紙3枚や5枚といった長い文章ではなく、一言、本の感想を書いていただきまして、特にヤングアダルトと呼ばれる中学生、高校生、あるいは若い方向けの本の感想について、といったものを専用のコーナーに貼っていく。あるいは、本を読んだ感想の絵を描いていただきまして、その絵を皆さんで共有するといった取組を進めているところでございます。まだまだ小さいコーナーではございますけれども、本を読む人たちの共感を得る場として図書館を活用していただければと考えているところでございます。

3点目でございます。作家の講演会の御提案を頂きました。図書館といたしましても、ぜひとも作家の皆さんに講演会を開いていただき、様々な思い、あるいは本の読み手である町民の皆さんと作家の方とのコミュニケーションというのを図っていただきたいと考えているところでございます。これまででも、児童作家あるいは絵本の作家の方、実際に来ていただきまして講演会を開いてまいりました。なかなか作家の皆さん、あるいは絵本作家の皆さんに愛荘町まで来ていただくといった機会はつくることが非常に難しいところではございますけれども、図書館といたしまして鋭意取り組んでまいりまして、様々な方に来ていただけるよう努力をしてまいります。

4点目でございます。議員の御提案の、読書については親が手本を示すところが本来ではないかという御提案につきましては、私も2児の父親でございますので、全くそのとおりであると個人的にも実感しているところでございます。冒頭申し上げましたように、読書活動というのは非常に個人的な活動になりますけれども、一方で、非常に自分の脳の活性化にも役立ちますし、冷静に新しい知識を得るという意味では非常に有用なものと感じているところでございます。図書館としてできることは非常に限られているとも感じるところもございますけれども、少しでも読書の楽しさというのを伝えてまいりたいと考えているところです。

また、図書館協議会に様々な意見を持った方を入れるといった御提案も頂きました。現在の図書館協議会の委員の皆さんには、非常に熱意を持って図書館に御提言を頂いておりますので、そういう方の御意見といったものを非常に図書館としても大切にしながら、より町民の皆様の幅広い御意見を取り入れながら、皆さんの中で非常に図書

館を大事に感じていただけるよう、今後も取組を続けてまいりたいと感じているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ありがとうございました。図書館だけが読書じゃないということで、本を買われる人、実際月に何冊読む、月に5冊とか2冊とか、年に100冊を目標にしてるとか、そういう熱い思いの人がいっぱいいらっしゃるんですね、町内には。ですから、私、友達の家へ行くと、本に非常に興味を持つてて家へ行くとね、「本を何で買うんや。図書館行って借りたらええやないか」と言うと、やはり自分の本にして、全部マーカーで書いて、そしてまた付箋を貼ったり、全部メモ書きして自分のあれを書くわけですね。ですから、図書館で借りた本は書けへんということで、自ら本を買って自分のものにするんやという熱い思いを聞くんです。ほんで、その家へ行くとね、自分の部屋にそれ貼ってあるんですよ。例えば本から得た知識を、人ととのつながりは浅く長くとかね、心に秘めたことを書いてるわけです。ですから、この世で一番信じられるのは自分自身やとか、非常に行くたびに貼ってあるあれが違うんですよ。だから非常に本から得られるものちゅうのは大きいなということをつくづく感じます。

ですから、私も決して本を読めてる訳ではないんですけど、そういう本を借りて、実際興味を得り、ああ、これやということで、やられたらやり返すなとかね、非常にいい言葉がそれぞれ全部貼ってあるんです。だからそれは、本から得られる知識ちゅうのはすごいなというふうに私感じます。だから、このまちじゅう読書条例が制定されましたので、このまち全員がやはりそういう読書に触れ、知識を得るというふうなことに私はしていっていただきたいし、私も一生懸命これから努力していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に町長にお尋ねするんですけど、愛荘町は読書条例もできました。読書の推進という文化面での振興、心と体の健康ということで、文化面の振興を今後、有村町長も大いに推進していただきたいと思うんです。これに併せて、先ほども言いましたように、心と体ということで昨日も一般質問ありましたけど、町民の健康を守るという、健康じやなかつたら心もできませんので、町の大事な施設であるけんこうプールに關しても、いま一度、どのような考え方をお持ちなのかということをお尋ねして終わりた

いと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今の読書条例のこと、また、図書館の様々な取組等々に関しましてもお問い合わせを頂きました。大変読書の推進ということ、議会の皆様とともに、今回、条例ということもかないましたので、引き続き、皆様とともに読書のことを推進していきたいというように思うものでございます。

今ほど、けんこうプールのことでございますけれども、昨日の答弁でもお答えをしておりましたとおり、非常に前向きな施設であるという考え方を私も持っております。

○議長（森野 隆君） けんこうプールに関してはございませんので、簡潔にお願いします。

○町長（有村国知君） はい。

現在壊れてしまい機能低下をしておりますボイラーを新たなものに更新するためには非常に高額の費用を生じるということで、今期、議会の皆様と協議の上、冬にプールの水温を温めるボイラーの更新を必要としない夏、すなわち気温が高く、水温も水泳をすることに適した温度になる夏季の期間は、プールに水を張り、プール運営をする。冬の期間はプールエリアは閉じる。そしてスタジオなどドライエリアの活動をより進めていくということを共に方向をつくさせていただいておりますが、やはり、私は、町民の健康をより応援していくまちでありたい、あることが大切との思いを持っております。

次の世代に過重な負担としてはならないことは論を待ちせんが、ぜひ、よりできるだけ長い期間、ドライエリアに合わせてプールエリアのオープンを目指し、町民の健康な体づくりや仲間づくりの場としてけんこうプールを大いに活用いただきたいとの思いを持っております。町内の皆様にも一層御利用いただき、皆で盛り上げていきたいとの思いでおります。心身共の健康ということをしっかりと守っていきたいというふうに思うものでございます。

○6番（村田 定君） 以上で終わります。

---

◇ 河村善一君

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 10番、河村善一、一般質問を行います。大きく3問につ

いて質問させていただきます。1つ、近江鉄道沿線の管理について。2つ、小学校の運動場を芝生化できないかについて。3つ、町制施行20周年記念式典を終えてについてであります。一問一答でお願いいたします。

1つ目です。近江鉄道の沿線の管理についてでございます。近江鉄道は近年、上下分離方式をとられていると聞きますが、どんな方式なのか、お尋ねいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 令和6年4月1日から運用している上下分離方式は、公有民営化により、近江鉄道線の利便性、持続可能性の向上のため、これまで、第一種鉄道事業者として、鉄道用地、鉄道施設、設備、車両を保有、管理、運行していた近江鉄道株式会社が、鉄道用地を引き続き保有する一方、鉄道施設、設備、車両を滋賀県と愛荘町を含む沿線10市町で設立した一般社団法人近江鉄道線管理機構に無償譲渡し、近江鉄道株式会社は第二種鉄道事業者として運行を実施しています。

一般社団法人近江鉄道線管理機構は、第三種鉄道事業者として近江鉄道株式会社に鉄道施設、設備、車両を無償貸付けするとともに、保守管理費用や鉄道用地、賃借料として固定資産税相当額を負担する事業構造とするものでございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 難しいように述べられたのかなと思ったりしています。上の部分を運行業務、近江鉄道が行って、下の部分は車両等整備の保有、管理は近江鉄道管理機構が持ち、県と沿線の市町で構成するものだというように理解しております。

問い合わせ2を行きます。地元の市町の責任はどこが担うことになるのか。また、その費用は幾らぐらいを見込んでいるのか、お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 近江鉄道沿線地域の持続的な発展に向けては、利用者、住民、行政、鉄道事業者及び関係団体等が一体となり、まちづくりと地域公共交通の維持、確保、改善に向けた取組が必要です。近江鉄道線再構築実施計画では、滋賀県及び10市町が構成する第三種鉄道事業者である一般社団法人近江鉄道線管理機構が担うところについては、鉄道施設、設備、車両の保有のほか、設備更新、維持、修繕費用の

負担などを行うとしております。また、滋賀県及び10市町が負担する費用については、法定協議会で決定された負担割合に応じて支出するもので、令和7年度において、愛荘町は、令和6年度からの繰越しを含め、予算ベースで4,186万円の負担となつております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次のところに進みます。問3です。近江鉄道の沿線沿いの現状は、草木が生え放題になっており、一部は草刈りをされたところがありますが、草刈りをされていないところも多く、草木が伸び放題となり、簡単には手をつけられない状態となっています。草木の草刈り、伐採等の管理はどうなっているのか。一部草刈りをされたところについては、誰が草刈りをし、その費用はどこが負担されたのか、お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 近江鉄道線の鉄道施設等の保守管理等については、一般社団法人近江鉄道線管理機構と近江鉄道株式会社の間で締結している保守管理等業務委託契約に基づき、近江鉄道株式会社が実施しています。契約に基づく除草作業等に係る費用については、各構成市町から近江鉄道線管理機構へ支出した負担金により賄われております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） その指示は町がされているんだろうと思うんですけども、実際には、今の現状を見ますと、今、冬になってきますので、大分草木も枯れてきて、落ち着いているというか、あれですけど、春と秋というのはもう伸び放題の状態で、鉄道が草木の中を走っているような状態というように見えるのではないかなと思います。現状、愛知川の社会福祉協議会の前付近から愛知川駅までのフェンスに生えていた草の草刈りはされています。国スポ・障スポ前に草刈りをされたと思うが、誰が指示をし、実際には誰が草刈りをされたのか、その費用は誰が払ったのか、教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 議員の御質問のあった箇所につきましては、町のほうから管

理機構のほうに連絡をいたしまして、管理機構から近江鉄道株式会社のほうに再度御連絡を頂いて、除草作業をしていただいたものです。時期等につきましては、夏、繁茂している状況の中で見通しが悪くなる箇所でもございますので、町のほうからそのように指示をさせていただいたものです。費用につきましては、先ほど申し上げました負担金の中で作業をされているという状況になっております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 問題というか、結局、そこの間は草刈りをされましたけれども、愛知川の端から宇曽川までの間の全部をされているわけではないので、実際には、本当の一部だけの今の草刈りの状態になっていると僕は思います。近江鉄道の沓掛の磯部へ抜ける道がございます。その踏切から宇曽川までは田んぼの排水路となっていまして、問い合わせの4になっていくわけですけれども、近江鉄道の敷地のところの草木が大きくなっているとともに、つるが生い茂り、排水路を覆い尽くすまで伸び切っています。その沿線の草木、近江鉄道の敷地はもちろん、その法面の草木も近江鉄道側が草刈りをすべきと考えますが、どう考えられるかであります。今まで地元の農業者が草刈りをしてきました。自分たちの田んぼの法面だけで精いっぱい、鉄道側の法面までは今できる状態ではないところに来ております。先日、一緒に回って視察していただいたところでありますが、どう思われたか、見解を求めたいと、お尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 上下分離方式による管理運営の開始以降の近江鉄道株式会社の資産については、土地を除き、近江鉄道線管理機構へ無償譲渡されています。議員御指摘の箇所については、近江鉄道株式会社の所有となっており、さきに答弁いたしました保守管理等業務委託契約に基づき、議員お見込みのとおり、近江鉄道株式会社が対応することとなります。これまで地元の農業者の方の御厚意により景観を保持していただいたことに感謝申し上げます。町といたしましても、管理機構を通じて近江鉄道株式会社に適正な管理に努めていただくよう依頼をしてまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 私は今まで、できるだけ町が真ん中に入つてもらいたいと思うんですけども、管理機構とやっぱり地元の農業者、あるいは隣接している所有

者との、やっぱり協議する場を設けて、適正な管理をしていくべきだと僕は思ってるんです。そうしない限りは、無責任な放置状態になっているのではないかというよう思います。どうしても我々、農業組合で総出をして草刈り、刈れる人はみんな出てもらってやっているんですけども、追いつかないし、つるというのは、普通の草だけじゃなくって、草刈りもチップでやっていくにしても、1時間、2時間では追いつかないのが現状であります。

また、もう一つは、線路内へ立ち入るということになると、非常に線路内というのは素人でできる状態じゃなくて、鉄道が通ってまいりますので、その間は我々が手出しというか、入ってはいけない場所であるはずなので、そういうところについては、今後しっかりと適正な管理をしっかりとするとても、話しを持つ場を設けてもらいたいと思いますが、それについての見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 草の問題につきましては、関連する10市町の中でも議論があるところでございます。議員おっしゃるとおり、地元の協力というのも得られるというところが、もし、あるのであれば、含めまして、管理機構との協議の中でもそういうといったテーマは出していきたいというふうに思います。

乗ることで近江鉄道を守っていくということ以外にも、こういった形で近江鉄道を守るというのも1つの手段かもわからないというふうに考えておりますので、引き続き管理機構とも協議しながら、方向性のほうを考えていきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 問5のところになります。上記以外の場所、住宅地と近江鉄道でも管理、住宅地と、ごめんなさい、ちょっと言葉はまずかったかもわかりませんが、近江鉄道との間のところ、これは農業で我々管理しているところはいいんですけども、実際に鉄道で住宅が建ってるところの裏手ということになると、草木の生え放題ということになります。近江鉄道は今どういうことかというと、排水路まではまだしもされてるけれども、排水路から住宅地までの間、法面の間は、もうほったらかしの状態というか、草木も生えてる状態ということになります。そこについては、しっかりとお互いに確認するか、協力し合って、草木の管理をするように思っているところがあります。今後、草木が生い茂り、荒れ放題になっていることがあるが、今後、

誰が責任を持って管理していくか。そのことについての見解を求めるみたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 先ほども答弁させていただいたとおりですが、近江鉄道株式会社の所有する線路の敷地については、所有者である近江鉄道株式会社が除草することとなります。しかしながら、近江鉄道線は、全線の区間延長が 59.5 キロあります。線路の両側となるとその距離は倍となり、作業が困難な箇所などもあることから、沿線全てを単年度で整えることは難しいと聞いております。限られた市町の予算での対応ではありますが、沿線住民の皆様に影響を及ぼさないよう、町も近江鉄道線管理機構と連携し、対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） こういうふうに管理機構と連携といって書いていただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。近江鉄道は今、お年寄りの方って言ったら何だけど、100円で乗り放題みたいなことをされている。それは喜ばれるんだけれども、実際にはそういう管理のもとで、やっぱり線路沿線をちゃんと管理した上で乗り放題100円はいいと僕は思うんですけど、その上に成り立ってるということをやっぱり意識してもらわないと、乗るのはただみたいな、100円で楽ちんだなということばっかりではないと。その裏にはやっぱりそういう沿線で草刈りをしている人たち、管理している人たちもあるということも自覚の上で進めてもらいたいと思います。そういう会議に企画政策課も出られると思いますので、そこはしっかりと伝えていただきたいと思いますが、そのことについても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 近江鉄道線の持続可能な維持の方法といたしましては、やはり利用者の増というのが大前提というところがございます。そういった中で、まず利用者の増を図って収益を確保した上で維持管理費用の確保という流れが、今、運営維持の中の方法として考えられております。確かにおっしゃられるとおり、利用者増のための割引と、その費用の部分があるのであれば、維持管理のほうにも充当すればというところもあるんですけれども、そういった中で両方の議論は並行して進んでいくというところでもございます。そういういた情報に関しましても、また皆さんとも共有

をさせていただくとともに、議員から頂いた御意見等も機構等へ返していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次の質問をさせていただきます。小学校の運動場を芝生化できないか。文科省では、野外教育環境の充実として、たくましく心豊かな子どもたちを育成するために、校庭の芝生化や自然体験広場、学校ビオトープなど、学校の屋外教育活動の整備、充実が求められています。校庭の芝生化などにより、スポーツ活動の活性化や環境教育の充実など、教育上の効果や環境保全上の効果などが期待されますと記されています。

その後、全国各地の学校では芝生化が進められており、インターネットで学校での芝生化について検索すると、多くの取組事例が紹介されていて、東京都、大阪府では積極的に学校の芝生化を進めているとあります。県下の近くの市町でも取り組まれ、特に近江八幡市では、幼児、児童や生徒へより充実した教育環境を提供するとともに、芝生化された園庭や校庭を子どもたちが伸び伸びと駆け回ることによって育まれる豊かな心の醸成と筋力の強化はもとより、近年低下傾向にある体力の向上を大きな目的としていますとして、平成22年度に安土小学校の校庭芝生化事業をスタートさせ、その後も小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化に取り組まれてきて、現在では、市内の10小学校で、また、3つの幼稚園で芝生化したと報告されています。また、東近江市では、26年6月以降、6つの小学校で芝生化していると報告されています。

そこでお尋ねいたします。近隣市町の小学校の芝生化を受け、愛荘町でも芝生化してほしいとの要望があります。そこで愛荘町の小学校での芝生化について教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 小学校のグラウンドの芝生化には、例えば児童が転倒した際の衝撃を和らげ、安全性を高めること、夏季の地表温度の上昇を抑えること、自然体験を通じた環境教育の充実、体力向上など、教育上一定の効果が期待できるものと認識しております。

一方、芝生を良好な状態で維持するためには、芝刈り、雑草対策、冠水、病害虫対策など、年間を通じた管理が必要であり、人員と経費の確保が大きな課題となります。他自治体では、植付けは学校行事として可能であるものの、日常管理は児童や教職員

だけでは難しく、ボランティアの協力を得て維持している例が多くございます。また、教職員が休日を含め対応せざるを得ない場合もあり、働き方改革の観点からも慎重な検討が必要でございます。

さらに健康面への配慮も重要であります。芝生に伴う花粉や虫によるアレルギーを有する児童も一定数いることから、全ての児童にとって安全、安心な環境を確保できるかについて慎重な検討が求められます。加えて、本町では、限られた財源の中で学校施設の長寿命化を優先しており、新たに芝生化に必要な整備費を確保することは容易ではありません。

これらの教育的効果と課題を総合的に踏まえますと、芝生化には意義が認められるものの、維持管理体制や人員負担、アレルギー対応、財政上の制約など多くの課題があることから、町全体として直ちに芝生化を進めることは難しい状況であると考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 困難であるということは、そういう回答が来るということは思っておりました。最初から維持費用がかかるから難しいとの話ではありますけれども、子どもたちが健康で運動場の芝生の上を駆け回ることを考えれば、何とかしてやろうというのが出発点であろうかと思っております。

実際に近江八幡市では、芝生を管理するために、管理団体として、北里小学校だったら北里小学校の芝を育てる会が維持管理し、乗用芝刈機1台を持ち、管理倉庫はライオンズクラブ51周年事業により寄付いただいたものでやっているとか、実際には、できるだけ学校負担のないようにしながら運営されている。みんなでそこの地元の小学校の芝生化を管理、運営していくこうじゃないかというようなことになろうかと思います。私は、そういう団体、学校に全て、行政に全て任せる気はなくて、そういう団体を育てていくことが、学校のサッカーとか野球とか、そういうものの成長につながっていくのかなというふうに思っています。

東近江市のインターネットで各学校、具体例を挙げておられます。校庭の芝生化により、児童のけがや砂じんの軽減、夏場のヒートアイランド現象の緩和が期待できます。この事業の工事及び備品費用は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金等々を活用していますということで、もう既に8校実施されているところが多く出ております。

教育長のおっしゃるような心配、当然費用の問題出てくると思いますけれども、やはりそういうような取組をしようというところについては、これから地域の、あるいは協力のなければできないとは思いますけれども、今後そういう芝生化というのは全然できないものなのかな。あるいは、そういうことの道筋はあるのかどうなのか。あるいは、協力してやっていきたいと思ったら受け入れてもらえることなのか。そこら辺についてちょっとお尋ね、道筋が少しあるのかどうか、全然拒否されるのか、そこら辺についてお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、確かに芝生化のメリット、これはかなり多数あるというふうに思ってございます。こうした管理をしていただく皆さんのネットワークを育てるということも、それはそれで価値があるというふうに私も思っております。ただし、そういうボランティア団体の方々に維持管理をお願いするとなりますと、これも聞く話としまして、最初のほうは非常に熱意もお持ちであり、献身的にお取組を頂いている。しかし、それがだんだん、年月がたちますと、ボランティアの数も少なくなり、団体自体の維持管理が難しいというふうなこともあります。

それから、やはり人手だけで回れるものではございませんので、こうした芝管理の機器というものも必要になってございます。これも一定程度年数がたちますと更新の時期を迎えるということもありますので、いろんな面で、長い意味でのランニングコストをどう確保していくかという部分、本当に精査していく必要があるかなというふうに思っております。

一方で、先ほどの答弁でも申しましたように、一定程度健康に配慮すべき子どもの存在があるというあたりも十分考えながら、どのような方法ならできるのかということも含めて、全否定ということではなく、今後も見極めをしていく必要はあるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） インターネットによるところはあるわけですけど、みんなで育てよう、大阪方式の芝生化ということで、前の松井知事のときから始められて、地域の方、あるいは企業さんの協力も頂いて取り組んでおられるということになるかと思います。実際に企業も積極的に協力したりして取り組んで、子どもたちのやっぱ

り元気な芝生での活動というものを見ていこうじゃないかというようなことで協賛されているところがございます。まだまだ道のりは厳しいですけれども、実際に子どもたちの、今、確かに小学校の中休みのときは、校庭へ出ていって遊んだりはしていますけれども、もっともっと外での活動、そういうもの、校庭での愛着、スポーツというものについての協力も、僕は芝生化はあってもいいのではないかというように思いましたので、今後、そういうこともクリアしながら、教育委員会あるいは学校とも協力しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次、第3点目に入ります。町制施行20周年記念式典を終えてということでございます。11月23日、愛荘町町制施行20周年記念式典がハーティーセンターの秦荘の大ホールでありました。翌日の中日新聞には、「愛荘町制20周年を祝う」の記事で報じられていました。

式典の内容は、オープニングセレモニーとして、愛知川ジャズ演奏、町制施行20周年記念動画上映があり、開会の言葉、国家斉唱で式典が始まり、町長式辞、議長挨拶、特別感謝状の贈呈の後、来賓祝辞として三日月大造知事、加藤誠一県議会副議長、伊藤定勉町村会長、上野賢一郎衆議院議員、厚生労働大臣、有村治子参議院議員、自民党総務会長の挨拶がありました。また、参列されていた小寺裕雄衆議院議員、小鎌隆史参議院議員、宮本和宏参議院議員の紹介がありました。

式典の中で、国家斉唱、町民憲章唱和、動画上映、クロージングセレモニーにおいて、愛知中学校、秦荘中学校の生徒代表、愛知高等学校音楽コースの生徒さん、秦荘中学校の吹奏楽部の生徒さんらがされたことはとてもよかったですと思っております。ただ、残念に思う点が何点かあり、今後総括されるに当たり、その点を指摘し、意見を求めるといいます。その1つは、特別感謝状受賞者の中に、愛荘町になってからの元町会議員の方々、歴代の教育長、教育委員、農業委員の方々など、今まで町政に貢献されてこられた方々が多数おられると思いますが、何ゆえ特別表彰されなかったのか。特別表彰されてもよかったですのではないかと思いますが、その点について町長の見解を求めたいといいます。

残念にも、私ども町会議員が特別表彰される方々を知ったのは、式典の2日前の全員協議会の場であり、上記の方々のお名前を指摘して推薦するにしても遅過ぎました。何ゆえ、もっと前に紹介し、意見を求めることができなかつたのか、併せて見解を求めるといいます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 特別感謝状の授与は、愛荘町町制施行20周年記念特別表彰規程に基づくものです。同規則は、町制施行20周年に際して、町の振興及び発展に寄与した個人、法人、団体を表彰するための必要事項を定めています。これに基づき、町の発展に貢献された多くの方々を表彰し、たたえることが本旨でありますとともに、未来を見据え、未曾有の感染症を地域の絆を持って乗り越えた私たちとして、このたび、縦横につながる絆の象徴として、町内で活動いただいている団体を中心に置いた選定となりました。また、議会への表彰の方々の情報に關しましては、式典内容の説明等に重点を置いていたため、御指摘を頂いてからとなりました。

限られた時間の中であらゆる情報を共有することの難しさはありますが、今後も、仮に事前にお気づきの点がございましたら、ぜひ先んじてお教えも頂戴しながら、引き続き事業構築に努めてまいりたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 例規集の中に、第3章、表彰で、愛荘町表彰規則、愛荘町表彰規則取扱い要領、また、愛荘町の町制施行20周年記念特別表彰規則というのがあるのを私は、全員協議会のところでこれがありますと言わされたので初めて知ったというものが現状であります。もっと早く、こういうようなものでしているということを、我々にこういうので決められているというものを紹介していただければもっとよかつたのではないかなど。

私も、議員全員もそうなんんですけど、当然招待されるだろうという、言わば、僕、性善説に入つとるわけで、もう招待されると思っていたので、疑わなかつたんです、極端なことを言うと。そんな方はもう招待されてると。僕がここで述べた元町会議員、愛荘町になってからの町会議員の方とか、教育長とか、僕、書かなかつたんですけど、副町長でも貢献された人たちいっぱいおられるわけだから、そういう方たちをできたら表彰してあげて、御招待申し上げたらよかつたのではないかというように、執行部側に任せていたように考えています。

町長は、僕、多賀町の町制70周年だったと思いますけど、行かれたり、甲良町で行かれたり、あるいは両町でもされたんかな。やられたと僕は思うんです。その招待で、多賀町は多くの方を表彰したというように僕は漏れ伝わってきてるんですけども、どう感じられたのか。ちょっとそこの、町長自身はどう思われたのか。何も

感じられなかつたのか分かりませんけれども、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。他の町、また市の式典にも参加を、お祝いを申し上げるということでいたしております。それぞれの町の規模で開催をされているところでございますけれども、当町と似たような感じではあったかなというふうには思っております。団体様であつたり、それぞれの字の役員さんであつたり、当町も御案内を申し上げておるものでございますけれども、ただ、式典の会場の規模が、やっぱり愛荘町は結構余裕を持った形で大ホールをいたしておりましたので、そういう点におきまして、町のほうで開催をされていたところと比して、多賀町さんであつたりとか、甲良町さんであつたりというところは、結構会場が全部席、お座りを頂いているように当然見えるというようなところはよりあったかなというふうには思っておりますが、大体、資料を見ましても、御案内している方々は当町とほぼ似ているような、それぞれの町の皆さんというような印象を受けているものでございます。

一方、今ほど河村議員が御示唆いただいているところに関しましては、やはり引き続き、未来の愛荘町の式典ということに関して、より仔細な配慮をしながらということを私どもしっかりと心に留めて当たっていくということをお教えを頂いているものでございますので、御指摘、誠にありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 会場の問題を言われると、これは次の問題になって、招待者をもっと入れたらどうかということで、これ、感謝状の問題なので、これは当日来られる、来られないに関わらず、感謝状、愛荘町は大ホールでしたので、もっと後ろいっぱいあつたし、もっとされてもよかつたのかなというように私は思っております。この質問をするに当たって、また御意見を頂いて、更生保護女性会や日赤に入り活動している方がおられます。なぜこれらの団体はなかつたのかと。更正保護女性会は、保育園、幼稚園の防犯、啓発劇や社会を明るくする運動、助成されておりまし、日赤は、町の防災訓練の炊き出し協力や地域の清掃活動などをされているということあります。

私、こういう大会のときは、縁の下の力持ち的な、本当に陰に隠れてボランティア活動されている人たちを表彰するということは非常に大切なことかなと。やっぱりそ

ういうところに目の行き届くことが町政を全部で盛り上げるということの20周年の意味ではなかったかなと。冠的な意味での20周年とおっしゃったんですが、どこかでやっぱり町制の式典というものの大きさというものは、もっと必要ではなかったのかなというように思います。

また、もう一つ、追加して言えば、スポーツ功労賞で、アーチェリー団体1位、2位の、愛荘町民の上柳結加さんとか今堀惺也さんが抜けていたのではないかなどいうようなことを感じます。そのことについてどのように考えられるか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（森野 隆君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。それぞれの御招待を申し上げていく団体様等々、町のそれぞれのセクション、各課で精査をしたという事柄では、実のところ、ございました。その上で、今、御指摘を頂いている部分というところ、私どもも一層配意をしながらということに努めていきたいというふうに思うものでございます。

**○議長（森野 隆君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** そのことについては、まだもうちょっと、次の話をしながら、話をしたいと思います。

問2であります。また、当時の式典の招待者はどうなっていたのかと。ハーティーセンターの大ホールの前のほうは、ほとんど招待者でいっぱいでありましたが、後ろのほうは空席が目立ちました。何ゆえ会場いっぱいに埋めるようになされなかつたのかと。大ホールいっぱいに招待者が来られると私は思っていました。上記の元町会議員、歴代教育長、教育委員、歴代農業委員の方々はもちろん、現職の農業委員、児童民生委員の方々、そのほか町関係の方々が招待されると私は思っていたし、招待されてもよかつたのではないかと思っています。それでも席が埋まらなければ、町民の皆さんに式典参加の申込みをQRコードで申込みを取られたら、多くの町民の方々が参加されたと思うし、一緒に町制20年のお祝いをできたのではないかと思います。なぜされなかつたのか、町長の意見を尋ねたいと思います。

式典後、25日に元町会議員の方からお電話を頂戴しました。そのときに、最近、町政どうなの、元気にしてるのとちょっと電話を頂いたわけです。そのときに、先日、20周年の式典がありましたよというお話をしたところ、呼んではほしかったわという

のが言されました。そう思っておられる方が多いのではないかでしょうか。その方々にどう返事されるか、お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 河村議員がおっしゃっていただいていることに、今、累次御答弁申し上げておりますとおり、そういう視座というところを、今、御指摘を頂いているとおりでございますし、そういう部分をより大切にしていくということが肝要であるというようにはもちろん思います。

今回の式典につきましては、国会議員や近隣市町をはじめとした来賓60名、被表彰者124の団体、個人に招待状を送付申し上げましたところ、当日の出席は、来賓51名、被表彰者88名でした。これに加え、一般観覧者62名の方々が御参加くださいました。

式典の開催に当たっては、事前にチラシを全戸配布するとともに、町の公式LINEでも周知をするなど、広報に努めてまいりました。案内文には、どなたでも御参加を頂けますと明記をし、来賓や被表彰者に限らず、どなたでも会場で20周年を共に祝っていただける体制を整えておりました。また、元町議会議員などの町の各種関係機関、団体に御就任や御縁を持たれた方々を含め、幅広い町民の皆様が関心を持って御来場いただけけるよう、一定の席数を確保してきたものです。

町では、これまでの出来事をまとめた冊子、「愛荘町のあゆみ」を式典の開催に合わせて全戸に配布いたしました。御来場いただけなかった方も、この冊子を御覧いただき、愛荘町の20年間を共に振り返るとともに、引き続きまちづくりに大きなお力を賜りたいと存じております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ここに、一定の席を確保していると今おっしゃいました。座席表を見せられて、こんだけだなと。後ろのほうには誰が座るか。自由席ですけれども、多くの方が来られるのかなというように率直に、先ほど私は性善説で言ったら、会場いっぱいに来れるものだということを信じて疑わなかったわけです。あそこの大ホールの前半部分だけで、後ろ、何でこんだけ空いてるのかなというのが率直な私の思いであります。もっと多くの方に声をかけて、各団体に、20周年のお祝いなので参加してくださいよという声をかけられたら、もっと会場はいっぱいになったし、よかったですなど僕は率直に思ってます。

それで、チラシは併設してあったんですが、エコ・フードフェスタあいしううというのがドームで開催されていました。非常にぎやかに愛知中生の体験などをされていました。もっと何か一緒にドッキングしたらよかったですのになというのが僕の率直な意味です。

これは例を出していいか、11月1日でしたかね。愛知川東小学校の20周年の祝いをされました。子どもたちも非常に盛り上がって20周年を祝うというようなことをされていたと思います。もっと工夫して、みんなに、町民が20周年式典祝うよねというような気持ちのものがないと、せっかくの式典も、僕、こんだけ、知事が来られて、大臣も来られて、ほんまに、有村治子参議院、自民党の総務会長が来られて、なかなかこんな場面会うことがないわけです。そういう意味においては、もっとみんなで、町民全員で祝福し、喜びしてもよかったですのになというふうに私は率直に思いました。

もう一つ、私自身が思ったのは、少しゆっくりと話す時間もあってよかったですのかなと。中央ホールへ招待されましたよ。招待されても、ここへお座りください、やけれども、30分間、1時間程度、せっかく有村治子さんが終わって途中抜ける間に議員の席に来られて、挨拶に来ていただきました。あれがもっと対面で話すときがあってもよかったですのかなと。宇野副町長、あるいは、ごめんなさい、元町長ですね。村西町長とか、平元さんの奥さんとか来られていました。もっとゆっくりしゃべりたかったというのが率直な気持ちです。

御苦労さんでしたとみんなが言えば、みんなが喜ぶような式典になったのかなというのが僕の率直な感想です。終わっての感想なんですけれども、今後あれば、また何らかの形で、そういうような式典であるべきであるし、残念な気持ちであるということだけ申し述べておきたいと思います。そのことについて町長はどのように思われるか、感想を聞いておきたいと思います。

**○議長（森野 隆君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。先ほども累次お答えをさせていただいているとおりでございますけれども、今日はいろいろと御指摘、また御指南いただいております。そういう部分をしっかりと私たちも心に入れながら、いろんな行事ということを臨んでいきたいというふうに思うものでございます。

○議長（森野 隆君） それでは、暫時休憩いたします。再開を11時とさせていただきます。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（森野 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 竹中秀夫君

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。一般質問を行いたいと思います。一問一答でよろしくお願ひをいたします。

まず初めに、町道改良工事の進捗についてであります。現在、蚊野地先から秦荘スポーツセンターグラウンドへの入り口付近を道路拡幅していると思いますが、もう今、済んでおると思います。国スポ・障スポ開催以前より工事に着手され、我々は、44年ぶりに開催される本大会に向けて道路整備をされているものと思っておりました。

しかしながら、現在もなお工事中で、通行できる様子もなく、付近住民さんから、何のために拡幅されたのか分からないとのお声も頂いております。よって、以下の点について御質問いたしますので、建設・下水道課長にお尋ねをいたします。まず、本工事について、どのような目的で工事を計画されたのかをお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

計画前の道路は、大変狭隘であり、車の離合ができる幅員がなく、道路利用者からは、対向車がある場合には、道路へ進入できず、対向車の通過待ちをしなければならないとの声を伺っていました。また、並走する農業用水路とは高低差が大きく、過去に、車両の通行を避けるため、用水路へ転落された通行者がおられたと伺っており、従来のままでは再被害の懸念がありました。そのため、離合可能な道路とし、スポーツ少年団など秦荘スポーツセンターの利用者をはじめとする通行車両や歩行者の安全をより確保する目的で事業化しました。併せて、国スポ・障スポに向けて整備を進める計画としていましたが、用地交渉に時間を要したものでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。再質問を行いたいと思います。今ほど

の答弁でありますと、結局、国スポ・障スポに間に合わないなら、計画性がないとしか言いようがございません。用地交渉に時間を要したことであるが、この計画はいつの段階から計画をしたのですか。用地交渉は当然時間がかかるものであるので、もっと早い段階から交渉ができたはずと考えるが、その点についての答弁を願います。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 用地交渉におきましては、令和6年の5月から、地権者の方を訪問いたしまして、昨日の外川議員の答弁にもお伝えしておりますが、交渉を重ねてきました。ただ、5月から何度か、ずっと寄せていただいた中でも、やはりどうしてもらちょっと工事のほうにはなかなか協力を頂けないという現状というか、状況が続きまして、このままでは工事発注ができないというところを考えまして、一定の期間を交渉の期間として考えておりましたが、どうしてもやっぱり国スポ・障スポに間に合うような形で当初は工事を発注しなければならないということで工事を発注しましたが、工事発注が、したものの、国スポ・障スポの利用にはちょっと間に合わなかつたということで、その部分につきましては、大変進捗管理が不十分で、御心配、御迷惑をおかけしたものというふうに考えておりまして、申し訳なく思っている次第でございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほどの答弁やと、結局、何も間に合わんと無駄な工事であったということしかとれませんけれども、その点についても御理解をしておるんですか。その点をちょっとお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 無駄というか、当町の道路整備につきましては、道路網整備計画に基づき整備を進めているというお話をさせていただいております。本来なら10年後となる今年度に計画の見直しをするべきとなっておりますが、国道8号バイパスの乗り入れの箇所の協議や、新たに湖東みらい線の計画を盛り込むため、次年度以降に早期にその整備計画の策定をすることと今計画をしております。

現行計画の中で示します道路整備の課題として、東西道路の強化をはじめとする8つの課題を掲げまして、その解消に努めてきたものでございます。その中で、5番目にも掲載がされてるんですが、生活関連施設の利便性の向上というのもございまして、公共施設へのアクセス性、利便性の向上も必要というふうに考えておりますので、そ

の課題解消に向けて整備をしたというのも 1 点、今回のスポーツセンターの道路改良というところが考へているところでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど課長が申されたように、私の言つてるのは、この工事を、結局は間に合わなく、間に合わないという言い方はちょっと語弊な言い方ですけど、間に合わなかつたよな。国スポはもちろんであるけれども、地域住民並びに皆さん方に十分にこの道路を利用して使っていただく工事であろうかと私は思つておりました。しかし、課長が今言われるんであれば、もっともっと町内で、国スポなりより優先的に、これは住民が本当に平生から、国スポの年だけやなし、この以前から十分に要望等々も来ておることが、私は多々あろうかと思っております。そういうところを十分に鑑みしながら、考えて取り組んできたこの工事であるのか。それとも、優先何より、大事な国スポ・障スポに向けての工事とかいうようなことを言われるんであれば、40年も50年も前から道路を造つたらよろしいんや。

にわか支度にして、町民から非難を浴び、国スポの、私も招待をされて行きました。行つたら、ここは通行止めで駄目です。向こうへ回りなさい。事前にこういうようなことが、事前に一部手前からでも看板にでも書いてしてあるものであれば、もっと行く順序を私は考えて、駐車場に向けて走つたと思っております。

今のこの立派な道路が仕上がっておると思ったばかりに、私はその道路のとこへ寄せていただいたと。しかしながら、ガードマンが2人、3人立つて、とても工事中であるので、ここは一切通れませんし、ぐるっと向こうへ回つてください。それやつたら最初から向こうから来るんであつて、軽野のあの土手伝いから。広い道があるんですね。それでもあなた方方に言わすと、立派な道路が出来上がつた。課長も御存じのように、あの道路は11月の25日ですやろう。25日に済んで、2週間以内に検査やろう。これ、規定で決まつてやろう。2週間たつても、カラーコーンとかバリケードを置いて通行ができないなかつたと。そういうような状況下を私は確認もして、立派な道路であつても立派にならない。そのようなことを、町長以下課長も、ようぬけぬけと、議場のこの大きな場で、悪いところは悪いで陳謝して、こういうことは、今後についてはこうやといふうに、私は、言つのが当たり前だらうと。それは町民が望んでるんですよ。その点についての課長の答弁を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） ありがとうございます。繰り返しになりますが、国スポ・障スポに利用が間に合わなかったという点につきましては、用地交渉が長引きまして、一定の時期を考えた上で工事発注すべきところを、そこをちょっと見誤つてまして、工事発注した後、工事のほうを進めていただいたものの、国スポ・障スポに間に合わなかったというのは、利用が間に合わなかったというのは、本当に当課の進捗の見込みというか、工程の誤りがあったのかなというところで、本当に申し訳なく考えております。しかし、全く、道路を改良した上で、その後、その道路自体が無駄であったというお話でございますが、まだスポーツセンターのほうは今後も御利用いただくというところも含めますと、従来の課題が解決もされている中で、また今後、御利用もいただけるというところは考えておりますので、そうしたところも含めまして、しっかりと今後こういったことがないように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。先ほど、私、夜間も夜も寄せてもうて、これ、写真や。これ、何枚かあるんやけど、私なりに、こんな立派な道路を造つていただいて、まだ検査の2週間が済んでも通れない状況であったと。これはいかがなもんかと私は思っております。そこについて、この工事金額は、5,400万からかけてるんですね。たしか私はこういうふうに記憶というか、そういうふうにとておるんですけど、間違いがあったら間違いと言っておくれやす。こんだけの立派な金をかけて、もっともっと有意義な金の使い方ができたのではないかなど。

先ほどから私が申し上げますように、私も寄せてもらったときは雨降りでしたよ。愛荘町で珍しく大臣が誕生して、この国スポ・障スポ、町のほうより招待をされた。大臣も喜んで、地域の国スポ・障スポに喜んで来てはりました。私も大臣の横で座つて、いろんな話を聞きながら、大臣すら、私ですよ、竹秀さん、あこの道路まだできてはらへんけど、あれはいつ頃仕上がるんですかと。そういうようなお尋ねもされるんですよ。決して私は、町の恥をどうのこうのではありませんけれども、S Pまでつけて立派に国スポまでお祝いに訪れる方々に対しても、平生から、この20周年の記念の、ちょっと逆へそれますけれども、それとも同じことで言えると私は思っております。こんだけのたいまな金をかけて、もっとせんならん。次年度以降もこれ工事かかると説明してますやろう。ほかはせんでもよいんですか。もっと優先があるはず

ですよ。

私も3年前に、あなた課長ですよ、まだ当時。ある道路の件で質問させていただきましたよ。交渉はどうであれ、経過を私は聞きたいねんと。その場だけで、田んぼの拡幅、待機所、全部前向きに考えてやりますと、あなた、はっきり議事録に残ってるんですよ。それ何や言うたら、あなたは独断と偏見でやってへんやろう。企画会議か分かりませんけれども、十分な質問に応じた。これはやっぱり考えていかなあかんなんとか、これは後になるけれども致し方ないだろうとか、私はそういうふうな考え方の期待を持って3年前に質問もしました。それ、いまだに何ら、道路の拡幅も何もできていない。できてないのは交渉に手間が要ってるんだろうぐらいしか私は思っておりませんけれども、1つの物事をお尋ねされたら、それに対する答えをくれとか、そうやない。あのときは言うていただいたけど、どうしてもあかんのやと。ほいだったら、あかんだら次の手はどうやと。そのようなことを一つも、実行を履行に移していただけない。

これは私が決して批判ばかりをしておりません。町長がいつも言うように、町政は町民のためやと。それだったら、もっと課長以下、もっと考えんならんことがどんどんはあるはずやと私は思っております。それがまちづくり、安心安全のまちや。その点についても一度、町長に答弁を願いますわ。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 道路のことに関しましてお問い合わせを頂いております。昨日もちょっと申し上げておる部分ございますけれども、やはり道路というのは、用地を取得という要素がございます。このことに関しては、担当課も本当にこの事業のみならず、いろんな道路の事業ありますけれども、地権者様に足しげく通い、また、言葉を一つ一つ重ねる中において御理解を頂いて、分かったと、自分が大事にしてきてる土地であるけれども、町にとっても、それは未来に向けても必要やということであれば分かったということでおっしゃっていただいて、今まで愛荘町に立派な道路、立派な拡幅ということができておるものでございます。

担当課もいろいろと限られた人員、また時間の中においても、いろんな要望を今頂く中において、一つ一つ真摯に向き合っていこうと、形にしていこうということであってくれているものでございます。そういうことを含めますと、それぞれ、今、御指摘いただいておりますけれども、担当課にしたってじくじたる思いということをかみ

しめながら、それでもやっぱり道路ということの供用を届けていきたいということをやっているというものですござりますので、御指摘の部分ござりますけれども、みんな力を合わせながらいろんな事業をしているというのが愛荘町の機構であり、行政であり、また、総体としての私たちだというふうに思っておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど町長の答弁を聞いておりましたけど、ちょっと半分聞き取れなんだと。申し訳ありませんけれども、私の耳が遠いのか、聞き下手か、どっちかやと思ひますけれども、いずれにしても、どの事業にしても、意義に御理解を賜り、答弁をされましたか、誰にでも理解してもらったのですか。誰に。全ての住民の利便性が向上した道路とお考えですか。課長、どうですか。この点について。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） このスポーツセンター中央線というのは、主には、スポーツセンターのグラウンドや武道館、施設等を利用される方が通られるというふうには考えておりますが、そのほかにも、やはり通り抜けされたりとかいうことで、通過道路の要素がございますので、やはり皆さんが御利用いただくというところは、整備をする上でも優先順位としても高いのかなというふうにも考えておりますので、そういったところも鑑みまして整備のほうは進めてきたというところでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） この工事については、いずれにしても、たいまな金をかけてやっていきたいには、これは間違いないことだと私は思っております。優先順位も、いろんな取り方、見方、やり方によっては、住民が、ああ、やっていただいてよかったです。あれ、遅なったけども致し方ないとか、理解の中でなるんであれば、私は十分に前向きに進むだろうと、このように思っております。この工事については、何点か言いたいけれども、ここで一応閉じたいと思います。

続きまして、2点目の、町長の公約についての質問でありますけれども、町長は、議会初日の出馬表明でも、今ほど答弁でもできたばかりと言われておりますけれども、私は、住民にお示しされた中でも、できていないのですかと聞いております。できたものばかりを聞いてはおりませんので、まだこれから未来に向かってやっていかなく

てはならないとか、そういう点について、町長は、せんだっての議場での発言、また、それ以後のいろんな皆さん方の一般質問なりを考えながら、どのように町長のお考えがあるのか、再度お聞きしておきたいと思います。

**○議長（森野 隆君）** 公約に関してでいいですね。竹中議員、申し訳ない。町長の公約に対する進捗についてという書類出ております。その文章でよろしいんでしょうか。読み上げていただけます、これを。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 前後して申し訳ございません。12番、竹中です。町長に対する、公約に対する進捗についてをお尋ねいたします。

12月議会定例会の初日で、町長から3期目の町長出馬表明がありました。2期8年間で様々な取組や町長自身の思い、実行してこられた内容等々を述べられております。庁舎の一本化も含め、今まで御苦労されてきたことは共感いたしますが、ただ、私は、町長自身が公約として掲げられてきた内容の中で達成できていない部分も多くあるのではないかなと思っております。

大変多くの公約の中でも、特に東部地域のにぎわいの創出、また、植栽や芝空間を増やすなど、町の心地よさ向上、町の持続的発展と使い勝手を維持した行政機能の最適配置の推進等が挙げられておりますが、現在の東部地域は、湖東三山インターチェンジ付近を含め、何も変わっておりません。町内の芝空間も全く整備できておりません。また、庁舎一本化したものの、本庁舎東側駐車場も未整備のままで、とても利用者にとって利便性がいいとは言い難いです。それぞれ様々な要因はあるかと思われますが、やはり一歩でも前進する、足跡を残さなければ公約にはつながりません。

今回3期目の町長選出馬をされましたら、町長自身は今後どのような本町の構想をお持ちなのか。また、公約が達成できなかった要因はどこにあるのか。町民の期待を裏切る結果となっていないのかをお伺いいたします。

**○議長（森野 隆君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今任期においても、課題解決を先送りすることなく、町の持続可能性を高め、町内の皆様、字の皆様の暮らしをサポートするため、また、子育て環境から児童、生徒、高齢者福祉まで、健やかさの確保と経済対策等を含め、町の魅力発信、情報発信、劣後することのないデジタル化や行政のアップデートにも努め、道路、河川や社会インフラの充実、更新、農林基盤の保全と適切な管理など、住民や団体の皆様と連携を深め、行政実務に当たってまいりました。

行政機能の最適配置としての庁舎機能の集約も実現できたことから、議会の方々からも、一ところで確認や協議もでき、非常に使い勝手がよくなつたことも御評価いただいていると存じます。併せて、支所においても、皆様に御安心を頂く運営に職員一同全力で当たっております。

さて、述べられました各事柄ですが、東部地域のにぎわいに関しては、マクロ、ミクロ、それぞれございますが、おかげさまで議論として収れんしてきている面がございます。山比古湧水や宇曾川渓谷の利用に関し、利用者にとってより利便性を確保した環境、具体的には、駐車のありようなどに関して具体的な詰めを行っていくところで来ました。また、以前の議会答弁でも触れておりますが、東部地域のにぎわいを守っていくために、各種広範な取組を重ねており、まず、重要な要素である農業に関しては、農業インフラの更新事業にも着手し、道路関係においても、歩道整備の推進は目をみはるものがあります。

先進的な取組の1つとして、町内初のラウンドアバウトを町東部地域に設置し、また、サンスチールさんから307号につながる交差点には、右折だまりも設けました。そして大きな取組として、湖東みらい線の道路構想を結実したものとして期成同盟会を立ち上げ、初の要望活動も関係の皆様のお力も頂きながら実現できたものです。また、現在見ていただいてお分かりのように、ハーティーセンターの大規模長寿命化工事に着手をし、トイレの洋式化による使い勝手の向上とともに、様々な団体に御利用いただき、町の文化拠点としての位置づけを確実に、利用者の皆様にも御好評を頂いております。支所の2階に関しても、地域の皆様に存分に思い思いの活動にお使いを頂けるように、大変すてきな空間が整備でき、新たな息吹を届けることができました。

そのほか、現在、町東部の森林において、民間大手企業による、町民の方々にとって、くつろぎの空間になるような散策や休憩を頂ける区画を設けることを視野に入れた事業も緒に就いております。また、大型遊具の大規模更新を機に、あらゆる環境の方々にとって心地よい公園でありたいとの思いを持ったインクルパークも、きれいな芝生を改めて敷き、再整備ができました。

このように、緑のある芝生空間や植栽を増やすなどの心地よさの向上という観点に関しても、併せて、愛知川公民館の除却後にも計画しているものでありますので、その方向に進めていくものであります。また、議員様方を含む要望が多く寄せられた旧日本生命跡地の土地に関しても取得をしておりますが、箱物を建てるというよりは、

植栽の配置などを通じて、中山道における心地よさを向上させながら、イベントなどに活用する土地利用となることを想定しております。これも有利な財源の確保とともに、事業実施に向けて動いているものです。

未整備のままであるとの御発言があった庁舎東側駐車場に関してですが、現在、既に駐車場として稼働をしており、100台後半の車両が使用しております。振り返りますと、長年風雨にさらされるだけであった旧愛知川警察署、そして警察官舎の解体も無事に完了できております。ただ、砂利の状態ですから、雨が降ると水たまりができる、雪が積もれば、除雪車両を入れることもできず、何日も雪が残り、乾燥した時期は砂ぼこりが近隣にも舞うということでもあり、行政が管理するものとして妥当な状態であるとは言い難く、早期に舗装の整備が必要であるとの共通認識であります。

全体といたしましても、2期目に際し、住民様にお伝えしてきている取組に関し、成果をしっかりと上げていると考えております。

今後の町に向けての構想はということでございますが、現在も構想を練っている最中でございます。ひたすらしっかりと、今まで取り組んできている町の持続可能性を高め、負担や今の世代としての責任を未来に先送りをしない行政に取り組んでいきたいと思っている次第です。

**○議長（森野 隆君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。議会の初日の出馬表明でも、再質問です。今ほどの答弁でも、できしたことばかり言われておりますけれども、私は、住民のお示しされた中でも、できていないことはないのですかと聞いております。2期目に挙げられた全ての公約はできた。前向きに進んでいると訴えていいのですね。そこら辺をお聞きしております。

駐車場は早期に舗装が必要であるとの認識のことではあります、それでは住民に対して前向きな御説明ができておりません。それと今後の構想は現在も考えているとのことでありますが、それでは遅くないですか。やはりしっかりと将来展望があつてこそ、町のトップであると思います。もう一度、将来の愛荘町に対する思いをお聞きしたいと思います。

**○議長（森野 隆君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 将来に向けての思いということでおっしゃっていただきました。今ほど答弁をさせていただきましたとおりでございますけれども、やはりしっか

りと今まで取り組んできている町の持続可能性を高め、負担や今の世代としての責任を未来に先送りをしない行政に取り組んでまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。未来に先送りしないというようなこと

を答弁をされました。私は、今期だけやなしに、前期も、町長が1期目のときから掲げておることでも、できてないことが多いと私は思っております。まだ西部地域の、西部ですよ、8号以西ね、以降、圃場整備の関係にしても、昨日ある議員から質問がありました。到底あれを聞いておりましても、本当に町長が、町を全般的に見る中で、これは考えていかなくてはならないというような発言等々も一つも出ておりません。質問者からもあきれたようなふうを私は感じ取りました。

信号一つにしても、学童のことについても、非常にもっと、やればできるばかりでもございません。こういうような取組をしておるけれども、いまだに実現ができないことは、もっともっと掘り下げて考えていかなくてはならないなど、そういうことも答弁の、私は、一つだと思っております。

また、もう1点は、今、まだ舌も乾かない、ある議員の20周年についても、もっともっと町に貢献をされた方々を御招待してこそ、何と有村町長やと。あなたの一個人の値打ちばかりをとって、一つも町民はそのようなことは思っておりません。ボランティアにしても、日赤にしても、もっと町に貢献をされた方が、数知れないほど、20年の間にあったかと私は思っております。若いあなたが、もっと勉強足らず、舌足らずというか、そういうところを、人間性を見る目がないというのか、それは私は、それはこれと違いますよ。20周年の式典そのものもそうですやろう。言われて、あなたがそうでないよというようなことがあるんであれば、この議場で発言しておくれやす。どうぞ。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今お問い合わせを頂きました事柄、何点かございましたけれども、圃場整備のことに関しましてというところだったかなというふうに思います。小菅議員はじめ、地域の農業をお守りいただいておる皆様、歴史的な経緯ではなかなかここがまとまらなかったというところがあって、町でこの地域の圃場整備がずっと進まなかつた。ただ、しっかりと未来の担い手ということにバトンをつなげていきたいとい

う熱い思いをずっと伺っております。ゆえに、このことを私も、また担当課も、また町のいろんな知見をお持ちの方ということにおいても、行政職のOBもしっかりと入っていただいてということの強化もしながらこの事業を進めてきているということでございます。これ、事業が進んできているからこそ、いろんな、次はこういうようなテーマ、次はこういうような壁がちょっとあるんだなということをそれぞれ確認しながら進んでいるということでございますので、決してこれが何か実現しないんじやないかということの御指摘は、ちょっと当たらないのかなと思いながらでございます。

引き続き、未来に向けての農業を守つていける農地、また不飲川ということの改修ございますし、また、右岸道路との連携をした道路の実現というところに向けて力を尽くしていきたいというふうに思つておるものでございます。

20周年のことに関しましては、さきの河村議員からのお問い合わせございましたけれども、いろいろ私どもとしての持つべき視座ということは御指摘いただきました。一方、本当にこの20周年の式典ということに向けては、担当課も本当に意を尽くして準備をしてきてくれているものでもございますし、また、当日に向けて、町の職員全體としても、ミーティングを持ちながら、それぞれセクションを守つてしっかりとお迎えをしていこうということで準備を重ねたものでございますので、町民が一つもそんなことよいとも思つてないよということでは多分ないのかなというふうには思います。

現実としても、やっぱり御指摘を頂いた方々から、大変町の式典、すばらしい式典でございましたというねぎらいの言葉ということを、私のみならずでございます。多くのスタッフにも声をかけていただいておりますので、本当にそのこと感謝を申し上げているものでもございます。

**○議長（森野 隆君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。町長の言うことを聞いておりますと、決して町長にはミスはないということしか受け止められません。人間、どの方でも、失敗あってはい上がりですわ。町長やから、こうや。誰やから、こうや。そのような考え方で町民を愚弄しないでほしい。私はそのように感じております。

町長の目は2つであっても、町民の目は2万どんだけとあると。これをお互いに忘れないように、町長としての未来に向けての全うを期待をしておる人が何人おるか、何十人おるか、何百人おるか、分かりません。しかし、町長が先ほどから言うより、私は決して悪いことばかりを挙げて言っておりません。何の事業にしても、いろんな

協議等々を重ねながら、私は今日まで進んでおると思っております。

20周年というとちょっと語弊な言い方ですけれど、この点についても、せんだつての全員協議会で議員のほうから言うまでは、どなたが招待やら何にも分からずして臨んでるんですか。そんなことでは、私は、町政はよくなりませんで。町民と膝を突き合わせ、私は、町政を今後望んで、どなたが出馬するかせんかは別として、やる方については、私はそのような気持ちを持って臨んでもらいたい。あなたにも、1期も2期も、私はいろんな意見を言うてきた。あなたにとったら歯がゆい面もあるうかと思いますけれども、そうではありませんよ。あなたに期待外れがなったということも一つのまちづくりだと、そのように私はあなたに忠告をいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森野 隆君） これで一般質問を終わります。

---

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を12時50分からといたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 0時50分

○議長（森野 隆君） 休憩前に続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第62号・議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第2、議案第62号 愛荘町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例から日程第3、議案第63号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。質疑、討論、採決それぞれを一括で行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認め、質疑、討論、採決それぞれを一括で行います。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 議案書の3ページをお開きください。

議案第62号 愛荘町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料で御説明させていただきます。2ページをお願いいたします。

条例を制定する理由でございます。令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等を利用していない0歳6か月から3歳未満の子どもが、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に利用できる「子ども誰でも通園制度」が創設されました。この制度は、児童福祉法上では乳児等通園支援事業とされており、事業を実施するためには、国が定める設備や運営に関する基準を踏まえ、市町村が条例でその内容を定める必要があることから、国の示す基準と同じ内容で条例を制定するものでございます。

条例の要旨でございます。第1章、総則を第1条から第4条で、第2章、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の第1節、通則を第5条から第19条で、2節、乳児等通園支援事業の区分を第20条で、第3節、一般型乳児等通園支援事業を第21条から第24条で、第4節、余裕活動型乳児等通園支援事業を第25条と26条で、第3章の雑則を第27条で構成する条立てとしております。

施行期日については、令和8年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

議案第63号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料の3ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。令和8年4月1日より全国で実施されます乳児等通園支援事業、子ども誰でも通園制度について、愛荘町では、町立つくし保育園での実施を予定しており、事業の利用料について条例に新たに明記するものでございます。

改正の要旨でございます。令和8年4月1日より全国で実施されます乳児等通園支援事業、子ども誰でも通園制度に係る利用料について、第6条の次に次の1条を加えるものです。乳児等通園支援事業利用料。第7条、法第34条の15第1項の規定による乳児等通園支援事業を利用する保護者は、町長が指定する期日までに利用料を納付しなければならない。2項、前項の利用料の額は、1日5,000円限度とし規則で定めるものとし、上記の追加によって、現行の第7条を第8条とし、第8条を第9条とするものでございます。

施行期日については、令和8年4月1日からでございます。なお、7ページは新旧

対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（森野 隆君）** これより、議案第62号から議案第63号までの一括質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。質疑を行います。

まず初めに、こども誰でも通園制度、先行事例の市町があるわけですが、モデルを実施してきて、そういうところで私は前回にも、十分に条例を出すにおいて、そういうモデル実施のところでの研修というか、課題をしっかりと、我が町での課題ですね、見つけ出すということを言ってました。そういう研修化というか、それをやられたのかどうか。やられてどういう課題が見つかるのかというところがまず1つです。

そして次は、これが実際問題できるのか、担当課でもしゃべってはいるんですが、事前に申し込む対象、児童、乳幼児に関して、そうした保護者の声というか、どこまでまたこの制度が保護者のほうに認知されているかという問題もあるわけですが、いずれにしても、定期健診等を行って中でアンケートを実施してなのかどうか。そして、つくし保育園に対してもそういうアンケート等を行っているのかということが2点目です。

そして3点目は、急にというか、申込みが出てくるわけですが、つくし保育園での実施ということになると、秦荘地域から申し込まれた方の対応、その保護者も当然、自らの車でつくし保育園まで送っていただきざるを得ないのかどうか。そういうところの考え方をどういうふうに持たれているのかということが3点目です。

そして4点目ですけど、議案書の8ページ、それぞれ乳児室の面積、児童1人当たりの面積が書かれてるわけです。それそれがね。要するに保育室または遊戯室というふうに面積が出されているので、マックスがどのようになっていくのかなということも想定せざるを得ないんですが、実施するにおいて、4月からそういう部屋、要するに場所が確保できているのかどうかというところの確認です。

**○議長（森野 隆君）** 子ども支援課長。

**○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君）** 今ほどの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、先進地等への研修等を行ってその課題などを抽出しているかということであったかなと思うんですけども、まず、滋賀県におきましては、先行モデル

で米原市さんのほうが実施をされておりまして、当町も米原市さんにお願いをいたしまして、8月に、うちの担当職員と、あと園の副園長等で、研修というか、視察のほう、見学のほうをさせていただき、そちらの担当者の方にお話などを聞かさせていただいて、当町における実施について参考にさせていただいたところでございます。いろんな課題等ございますが、まず、米原市さんについては、令和5年度から実施をされておりまして、令和5年度におきましては、民間園での委託して実施というところもされておったのですけれども、そこについては、経営上、あと採算的な問題で単年度だけの実施になったというようなことで、そういった民間園での実施のところで課題等を聞かさせていただいております。

あと、今は公立園だけでなさっておるのですけれども、やっぱり米原市さんも都市化されている部分であったり、一方、過疎化している部分もあってというようなところで、地域性でニーズが違うというようなところもお聞きさせていただいておりますのと、あと実施のやり方についてですけれども、給食を実施しないというようなやり方をされているということもお聞きしましたので、まずはお子さんが環境に慣れるというか、家庭以外の環境に慣れていただくようなところでも、午前、午後と区切ってというような形態というところも、そういうようなやり方があるんだというようなところも勉強させていただき、本町の実施に制度としてちょっと参考にさせていただいた部分があります。ですので、うちも今後のことについて、保育士の安定的な確保とかいうところが一番課題かなとは思っているんですけども、米原市さんを参考にさせていただきながら、今、本町において無理なく制度が実施できるように進めているところでございます。

2つ目は、申込みの対象者の方への周知、またアンケート等をされているかというような御質問であったかなと思いますが、令和6年の1月に、子ども計画を策定するに当たってのアンケートで、一時保育のサービスについてのアンケートというようなところで触れさせてはいただきましたが、こども誰でも通園制度というところで明確にそれをもってというところのアンケートではありませんが、そういった一時保育のアンケートはさせていただいておりました。

今後につきましては、この事業、生後6か月から3歳未満のお子さんへの対象の事業になっておりますので、先ほど議員もおっしゃっていましたような、4か月児健診だったり、7か月児相談、そういった健診や相談の場であったりとか、あと新

生児訪問を必ず全戸数していただいているので、そういったところで丁寧に周知させていただいている、利用につなげていけたらなというふうに思っています。

つくし保育園に対するアンケートとおっしゃっていただきましたのは、保育園の先生とは、もちろん、今、どういった事業実施がいいかというところは調整させていただいている。保護者に関するアンケートというところは、させてはいただいているません。

3つ目は、事業実施がつくし保育園のみであって、秦荘方面の方が利用しにくいのではないかというような御質問だったかなと思います。こちらについて、初年度の令和8年度につきましては、町立つくし保育園の1か所のみでスタートさせていただきますため、実際、秦荘地域に実施施設がないというのは確かなことなんですが、今後、事業の効果検証をしていきまして、その結果によっては、秦荘方面でも事業を実施していく様子、そういうことも視野に入れていく必要があるかなというふうには考えております。

最後は、施設の面積のことをおっしゃっていただいたかなと思いますが、保育面積、当初つくし保育園を建てていただいたときに、十分な面積を確保して計算、これから増えるであろうというような想定のもとに、十分余剰を加えながら面積を確保していただいているので、もちろん、例えば2歳以上に保障された面積は1人当たり1.98平米なんですが、それに十分満たしているということで、この事業を実施させていただいても、それはクリアできるのかなと考えております。

○議長（森野 隆君） ほかに質問。9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 2点ほどお伺いいたします。議案書の3ページ、第3条のところに、適切な訓練を受けた職員というふうに明記されております。例えば福祉保育園でしたら保育士という免許を、資格をお持ちの方がそういう業務に当たられているわけなんですが、適切な訓練を受けた職員、これは資格ではなくて、ただ単なる、誰でも受けられるような、資格以外のそういう単なる訓練かというのが1点と、もう1点は、次のページの第1節の2番に書いてますように、事業や運営の内容を適切に説明するようにというふうに書かれております。条例の中で。これが、先ほども話ありましたように、今回、条例、上程されて、そして4月1日から始まるわけですね。期間がないとこへもって、こういうことがちゃんと、職員の確保やら説明とか、そこを利用をするのに関連する部分のいろんな業務、そういうのができるのかどうか。

それと先ほど辰己議員がおっしゃられましたように、それと関連してですが、つくし保育園が愛知川の端っこにありますね。東のほうは、斧磨いうたら大分東のほうです。これが、確かに前の全協のときやったかな。今はつくし保育園だけであって、そして、ほかは、今現在のところ手を挙げておられないという中で将来的にはどういうふうなことで、1つ、東部側にそういうのを設けるのかどうか。設けるとしたらどういうような形で設けるとかいうのが、もし、そこは分かってあれば言ってもらえばええし、分からなければ、詰まってなかつたら、また分かったときに説明していただければいいかと思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1つ目の、この業務に当たる方なんですけれども、もちろん保育士資格を持っている方、プラス、県の所定の研修を受けた者というのもこの乳児等通園支援事業に当たれるということになっておりますので、県のプログラムを受けた支援員もこの業務には当たれるんですけれども、当町におきましては、まずは保育士のほうでこの業務に当たらさせていただこうというふうに考えております。

それと2番目におっしゃっていただいたのが、職員の確保とかをおっしゃってくださってるかなと思います。そこについては、支援センターのほうの業務の見直し等もさせていただきながら、保育士の確保に今努めておりまして、4月からは確保できるようにさせていただいておりますのと、住民さんへの周知等も、4月から始まる事業なんですけれども、その辺については、きちんとした周知の文書、またチラシ、案内文を作させていただいて、きちんと事業開始までに検討していただきながら、予約など入れていただける、利用していただけるようにきちんと周知に努めていきたいと思っております。

3つ目に聞いていただいておりました、秦荘方面への展開ですけれども、確かに町立のつくし保育園の立地は、本当に稲枝に近い、秦荘のほうの東部のほうからすると遠いのではとおっしゃっていただくのも確かにそうなんですけれども、まずは初年度は町立てスタートさせていただいて、あとは民間の園であったりとか、いろんな実施施設は考えていけるかなとは思うんですけども、秦荘のほうにも広げていくように

は今のところ思っておりまして、そういったところを検証していくのが、また令和8年度スタートさせていただいてからかなとは思っております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 確認事項なんんですけど、1点目にお尋ねしました中で、保育士さんであっても、県のプログラムを受講してないと駄目ということですね。保育士の免許があった人はそのままこれに携われるか。その点、そこをもう一度お願ひします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） 保育士については、所定の資格をお持ちの方というふうになりますので、もうそのままこの事業に携わっていただけます。ただ、資格がないけれども、県の研修を受ける、ある程度の講習を受けるというようなところでこの事業に携わることはできますが、保育士は無条件でできます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。全協でもお聞きしたことすれども、ここでも繰り返しになるかと思うんですけれども、預かり保育とのすみ分けというか、そういうことなんですけれども、預かり保育と全体の今ある保育園の制度自体は、保護者の都合というか、保護者の働いている、保育を必要とするというような、そういう規定のもとで子どもさんを預けるようになってますけれども、こちらの子ども誰でも通園制度のほうは子どもが主体になると。つまり、保護者さんの都合でということじゃなくて、働いておられなくても、保護者さんが預けてるときにどういうことをしようとも、子どもさんが主体だから預けられるということだと思うんです。全協にもお聞きしたんですけど、結局そのすみ分けというのは、何というのかな、預けたいといって来られたときに、文句なしに預かってしまう。子ども誰でも通園制度のほうでそういった預けたいといった場合に預かってしまうのか、どうかなというのはちょっと、何というか、規定からいうて、どういうふうに対応されるのかなというのを思うんです。

それと、預かり保育がよく似てるのとていうことで、その違いみたいなものすれども、預かり保育の場合は、やっぱり何か保護者さんの理由みたいなもんとか聞かれるのかなと。私はそこまで分かりませんけれども、どういうふうにすみ分けされるのかなというのがあります。

それから、やはり3歳未満の子どもさんが対象なんで、やっぱりものすごく、子どもさんの集団に入るときに、つまり、1人来たときプラス1ということじゃないと思うんです。いろんな保育士の経験されてる人の話とか聞きますと、プラス1じゃなくて、やっぱりすごくその中が、泣いたりとか、ですから、そんだけのことじゃなくて、もっといろんな大変さというのかな、そういうことが出てくるんじゃないかなって、ほかの子どもさんもやっぱりいろいろと今までのような平静さではなくて、泣いたりとかなるん違うかなと思うんです。ですから、そういう中でやっぱり現場の声というのはすごく聞いていただきたいといけないと思います。そのことについて現場の声をしっかり聞いていただきたいということを求めていきたいと思いますので、それに対してお願いします。

もう一つのことですけれども、申し込む場合ですけれども、よく、こういう国の制度とか見でますと、直接ここならつくし保育園に申し込むと。それも、ネットとかそういうので、携帯とかそういうのでSNSで申し込むというふうなことがよく書かれています。こちらは、役場はもう通さなくて、つくし保育園に直接、つくし保育園が対応する、そういうふうになるんでしょうかということについて答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） お答えさせていただきます。

まず、今、始まりますこども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業につきましては、先ほど瀧議員もおっしゃっていましたように、子どものための制度というふうに国はうたっておりまして、子どもの育ちを応援して、子どもの良質な成育環境を整備するということで、お母さん、保護者さんの働き方とかライフスタイルには関わらない形での支援というようなことの強化というふうになっておりますので、基本6か月から3歳未満のお子さんについての預ける理由などは問わないというふうになっておりますので、うちの日程の都合等でお断りする以外は受け入れていく必要があるのかなというふうに思っております。

対して、先行してもう既に民間園も実施いただいております一時預かり事業につきましては、保護者が一時的にその子を保育できないという理由で、保護者の疾病等、あと緊急時の保育というようなところで利用していただくものですので、そういうところでのすみ分けになるかなというふうに思っております。

2つ目ですが、3歳未満のお子さんが集団に入られるというところで、いきなりすんなり入られる方というのは本当にまれではないかなというところです。確かに現場のほうが大変になってくるというところは今も想定をしておりまして、そのような対応をどういうふうにしていくかというところは、つくし保育園のほうとも協議を重ねております。これからまだ実施までもう少し時間がございますので、そこについては、園長、副園長、またほかの保育現場の声を聞きながら綿密に詰めていきたいなと思っておりますし、丁寧な保育をしていただけるように、最初は少人数、ほぼ1対1対応ぐらいで配置をさせていただこうというふうに今思っておるところです。

3つ目についてですが、利用申込みの流れですが、先ほど議員がおっしゃっていただいたいように、全国的なシステムというところも開発はされていますけれども、当町におきまして、初年度、そのシステムを導入することは考えておりませんので、直接園のほうに予約を申込みいただきまして、その後、対象者であるかどうかというのは子ども支援課のほうで確認をさせていただき、利用認定書の発行やその辺は子ども支援課のほうが事務を担わさせていただきまして、利用日とか面談日の調整というところからは園のほうが担っていただくというところになるかなと思っております。もちろん、うちの課で担える部分については子ども支援課のほうで担っていただいて、園のほうの負担が極力最小限になるようにはしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより議案第62号から議案第63号まで一括して討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰巳 保君。

○13番（辰巳 保君） 13番、辰巳。議案第62号、同63号について反対を行います。

今、答弁ありましたように、米原市への視察研修を行って、米原市は公立と民間でモデル事業がされたと。そういう中で、地域性があつてそれを反映しているということで、やはりこの議案が都市的な要求から出発しているということが今の答弁の中でも明らかになりました。その上で、本町はつくし保育園で行うわけですが、つくし

保育園においても、保育士1人が見る子どもの数、実際その現場、現場で合わせる、そうしたところから見ると、やはり多過ぎているというのが現状です。そこに新たな子どもが短時間、日替わりで来られるとなれば、現場の負担はさらに増えるわけです。当然、国の制度ですので、即対応を迫られるという現実が生まれてきます。この中には、こうした流れの中で、アレルギーや発達障害など必要な情報が把握されず、命に関わる事故につながりかねない。こうしたところが危惧されます。また、慣れない環境に置かれる子どものストレスも懸念されます。

政府の検討会でも、子どもを理解するには一定の時間がかかるというふうに言いつながら、結果として月10時間の保育というふうに指定をしているわけです。ですから、同時にこうした懸念も指摘されています。今通っている子どもたちの保育に支障があつてはならないという指摘もされているわけです。児童福祉法には保育実施責任が明記され、自治体が保育責任を担うこととされています。しかし、本制度の大きな特徴としては、利用者、保護者と事業者との直接契約の制度となり、市町村の保育に対する責任は大きく後退し、問題があつても、その解決は事業者と利用者の責任になってしまふという重大な問題が専門家から指摘されています。この点は何を指しているかといえば、都市的なところでの受皿での危惧が指摘されているわけです。保育や子育て支援に企業の利益追求というところにつながって、これはなじまないんだということです。

こども誰でも通園制度は、子どもや現場の保育士の目線からつくられた制度ではなく、営利を主目的とした事業者が参入しやすい制度にする。そこに狙いがあります。そのための制度改定で、今まで我が町が進めてきた保育事業、そして子育て支援事業、これに大きく影響を受けていくわけです。すなわち全ての子どもの育ちを応援する。このことに単に法案だけのやり方で行えることではないということを指摘せざるを得ません。

根本的な解決は、保育士の配置基準を抜本的に改善し、親の就労に関わらず公が責任を持つ保育施設に入る体制づくりをするべきだと、このことを強く訴え、反対討論とします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第62号から議案第63号までを一括採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第62号 愛荘町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例から議案第63号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例までは、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第64号～議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第4、議案第64号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第6、議案第66号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までを一括議題とし、質疑、討論、採決それぞれを一括で行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認め、質疑、討論、採決それぞれ一括で行います。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案書の13ページをお開きください。

議案第64号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料の5ページをお開きください。改正の理由でございます。令和7年9月10日公布の児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び令和7年9月16日公布の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、同基準の規定を参照して定めている愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例について、国の基準と同様に改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。改正は3つございます。1つ目は、地域限定保育士の一般制度化に伴う改正でございます。地域限定保育士の一般制度化に伴い、地域限定保育士試験実施の認定を受けた地方公共団体の区域内にある事業所については、職員配置基準に関し、当該区域に係る地域限定保育士を保育士と同等と扱うことを可能とするものです。

2つ目は、児童福祉法第33条の10の引用改正でございます。虐待対応を強化するに係る児童福祉法等の改正に伴い、被措置児童等虐待に当たる行為を定める児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたため、同法第33条の10の引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

3つ目は、乳幼児健診による健康診断の代替を可能とする改正でございます。母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わぬことができるものとするもので、この場合、保育所等の長等は、その乳幼児の健康診査の結果を把握しなければならないとするものでございます。

施行期日につきましては、公布日から施行するものでございます。

次の6ページから9ページは新旧対照表となっております。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

議案第65号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料の10ページをお開きください。令和7年9月10日公布の児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、同基準の規定を参照して定めている愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、国の基準と同様の改正を行うものです。

改正の要旨でございます。改正は2つございます。1つ目は、児童福祉法第33条の10の引用改正でございます。虐待対応の強化に係る児童福祉法の改正に伴い、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたため、同法第33条の10の引用を「第33条の10各号」から

「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

2つ目は、その他所要の改正でございます。内閣府令第65号の改正により第26条「懲戒に係る権利の濫用禁止」を削除し、条の繰上げを行ったことによる引用法令条項のズレについて改めるものでございます。

施行期日については、施行日からの施行とするものです。なお、11ページから18ページは新旧対照表となっております。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。議案第66号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料の19ページをお開きください。改正の理由でございます。令和7年9月10日公布の児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令による改正で、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたことに伴い、従来の同条の規定を引用する場合は「第33条の10第1項」と表記する必要が生じたこと、また従来、国家戦略特別区域に限って認められていた地域限定保育士を一般制度化することに伴い改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。地域限定保育士を一般制度化することに伴い、第10条第4項第1号中「保育士」の次に「(滋賀県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加えるものとし、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されることに伴い、第12条中の「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

施行日は公布日から施行するものでございます。20ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（森野 隆君）** これより議案第64号から議案第66号までの一括質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** このことについて、特に地域限定保育士のことを先日担当課でお聞きしましたんですが、地域限定保育士、説明も全協でありましたけれども、の場合は、実技試験は受けずに、それに代わる講習を受けるということで違いがある

と。従来からある保育士の取得試験と比べたら、そういう違いがあるという説明でした。それでこの条例のほう、64号と66号にそのことが書かれてるんですけども、公布の日から施行するというふうに施行期日がありますけれども、先日お伺いして説明していただいたときは、まだこれ、滋賀県のほうで地域限定保育士の資格取得試験は行われてないそうなんですけれども、講習というのも内容ももうちょっと決まってないようなお話をしました。ということで、これ、滋賀県のほうの試験というのは、いつから行われるようになるかということですけれども、そのことが今分かりましたら、答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長兼こども家庭センター長（増居志穂君） お答えさせていただきます。

地域限定保育士の試験につきましては、滋賀県のほうも内閣総理大臣より認定地方公共団体としての認定を受けられましたので、11月13日付で認定を受けられました。それですぐに試験のほうを進める準備をされておりまして、今後のスケジュールとしましては、令和8年に前期試験、後期試験ということで2回実施される予定をしておりました。令和8年の1月に受験申込みをされて、4月筆記試験、6月に実技講習会というのが前期試験のスケジュールでございまして、後期試験につきましては、7月に受験申込期間を設けられまして、10月に筆記試験、12月に、その筆記試験を合格された方によります実技講習会、12月にされるということでお聞きしております。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより議案第64号から議案第66号までの一括討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。反対討論を行います。

議案第64号、66号に、国家戦略特別区域に限って認められていた地域限定保育士の一般制度化に伴い、新たに地域限定保育士を加える内容があります。地域限定保育士は、滋賀県の資格取得試験で新たに取り入れられます。保育士の資格取得試験については、保育士も地域限定保育士も筆記試験は同じ内容で行われ、その合格者で保

育士の場合は実技試験を受け、地域限定保育士の場合は講習を受けるとのことです。保育士の場合は実技試験に受からなければ資格は取得できませんが、地域限定保育士は講習を受ければ資格取得ができるという違いがあります。保育士不足を補うために地域限定保育士が制度化されたのですが、保育士不足のそもそもの原因是、他産業と比べても著しく低い給与水準や、保育士1人でたくさんの子どもたちを見なければならぬ配置基準の不十分さなど、保育士として働きたくても働くと思えない労働環境の劣悪さにあります。地域限定保育士の制度化は、これまでのこうした保育政策に何の反省もなく、さらなる規制緩和によって資格取得者を増やそうというのですが、保育現場の労働環境の抜本的な改善がされないもとでは保育士不足の解消には結びつかないことを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第64号から議案第66号までを一括採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第64号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、議案第66号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までは、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第7、議案第67号 愛荘町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 議案書の17ページをお開きください。

議案第67号 愛荘町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出いたします。

それでは、説明資料の21ページをお開きください。改正の理由でございます。子

ども・子育て会議については、今まで子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画や特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に関するこの調査、審議を行ってまいりました。令和5年4月に施行されましたこども基本法及び、令和7年10月に改正されました児童福祉法により、こども計画に定めるこども施策についての審議や、市町が所管する地域保育事業、放課後児童健全育成事業等による虐待通告の調査審議を行う必要があることから、会議の設置及び所掌事項等を各法の条項に基づき改正するものでございます。なお、今までの所掌事項について、改正後の第2項により網羅されているものでございます。

改正の要旨でございます。会議の設置に係る引用については、今までの子ども・子育て支援法のほかに、新たにこども基本法、児童福祉法を加え、第2条の会議の所掌事項にそれぞれの3法の所掌事項を引用して改正を行うものでございます。また、その他として、町長が必要と認める事項について調査審議できるものとするものです。

施行期日については、公布日からの施行とするものです。22ページは新旧対照表となっております。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立全員であります。よって、議案第67号 愛荘町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第8、議案第68号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） それでは、議案第68号 財産の取得につき議決を求めるについて御説明申し上げます。お手元の議案書18ページをお願いいたします。

議案第68号 財産の取得につき議決を求めるについて。

上記の議案を提出し、財産の取得につき議会の議決をお願いするものでございます。

財産の取得につき議決を求めるについて。次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、取得の目的につきましては、令和7年度愛荘町児童・生徒用1人1台端末等購入業務。2、取得の方法につきましては随意契約。3、取得金額につきましては1億7,649万9,400円。4、取得の相手方につきましては、住所、滋賀県大津市におの浜3丁目4番34号、氏名、株式会社ウチダビジネスソリューションズ、代表取締役田仲元博でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第68号 財産の取得に

つき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君）　　日程第9、議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君）　　それでは、補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。補正予算書の2ページでございます。

議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億8,716万2,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表　歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表　繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表　債務負担行為補正による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加、変更は、第4表　地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、3ページのほうをお願いをいたします。第1表　歳入歳出予算補正でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出ともでございますけれども、主に各事業を執行したことによる実績または実績見込みによる増減というところが主なものとなってございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、歳入のほうからでございます。13款使用料及び手数料1項使用料、補正予算額が166万8,000円の減額。

14款国庫支出金1項国庫負担金1,683万1,000円の追加、その下、2項国庫補助金302万3,000円の減額。

その下、15款県支出金1項県負担金2,622万5,000円の追加、2項県補助金550万8,000円の減、3項委託金402万4,000円の減。

17款寄付金1項寄付金150万円の追加。

18款繰入金2項基金繰入金2,639万8,000円の減。

20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料37万5,000円の追加、5項雑入462万6,000円の減。

21款町債1項町債870万の追加。

歳入合計といたしまして、838万4,000円の追加となってございます。

続きまして、4ページをお願いをいたします。歳出の部でございます。

2款総務費1項総務管理費、補正予算額が824万5,000円の減、2項徴税費64万6,000円の追加、3項戸籍住民基本台帳費119万円の減、4項選挙費412万8,000円の減。

3款民生費1項社会福祉費1億732万5,000円の追加、2項児童福祉費4,262万1,000円の減。

4款衛生費1項保健衛生費で38万8,000円の減。

6款農林水産業費1項農業費は予算充当によるものでございます。

7款商工費1項商工費で25万1,000円の減。

8款土木費2項道路橋梁費4,797万3,000円の減、3項河川費についても予算の充用でございます。4項都市計画費805万1,000円の減、5項住宅費172万7,000円の追加。

9款消防費1項消防費88万3,000円の減。

次、5ページとなります。

10款教育費1項教育総務費4万5,000円の追加、2項小学校費109万1,000円の減、3項中学校費253万1,000円の追加、4項幼稚園費55万7,000円の追加、5項社会教育費52万6,000円の追加、6項保健体育費979万8,000円の追加。

12款公債費1項公債費も予算充用によるものでございます。

歳出合計といたしまして、歳入と一緒に838万4,000円の追加となってございます。

続きまして、6ページをお願いをいたします。第2表の繰越明許費の補正となってございまして、8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしまして、排水路改修工事(愛知川工区)につきまして、4,900万円の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、7ページの第3表 債務負担行為の補正ということで、1、追加、8つございます。1つ目が、事項といたしまして、自家用電気工作物保安管理委託業務で、期間といたしましては令和7年度から令和8年度までということで、期間については以下同じとなってございます。限度額が748万9,000円となってございます。その下、庁用バス車両運行管理委託業務、限度額が1,100万。その下、結核健診事業で限度額が357万5,000円。その下、健康増進事業で限度額が1,639万6,000円。スクールバス車両運行管理委託業務といたしまして415万8,000円。幼稚園児通園バスリース業務で限度額が514万8,000円。幼稚園・小中学校健診事業といたしまして566万6,000円。電力調達・運用支援業務といたしまして157万1,000円となってございます。

続きまして、8ページをお願いをいたします。こちらの部分については、第4表 地方債の補正となってございまして、まず1つ目、追加でございます。起債の目的がデジタル活用推進事業債（総務）ということで、限度額が1,320万円となってございまして、起債の方法、利率、償還の方法は御覧のとおりでございます。

次、2、変更でございます。起債の目的、3点ございまして、公共事業等債3,620万円の補正前といたしまして、補正後といたしまして3,940万、3,200万の増。その下、緊急自然災害防止対策事業債で、2億1,300万円が1億6,500万円ということで4,800万円の減。緊急防災・減災事業債ということで、1,040万円を5,070万円ということで4,030万円の増となってございます。

全体の補正前額が2億5,960万円で、補正後といたしまして2億5,510万円の4,500万円の減となってございます。あと償還の方法、利率、起債の方法については、変更はございません。

23ページから26ページにかけましては給与費明細書となってございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、説明とさせていただきます。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 予算書の4ページ、歳出、土木費、住宅費についてお尋ねいたします。詳しくは、補正予算の概要の中の13ページにあります、小集落改良事業172万7,000円についてであります。

最初に議長にお尋ねいたします。この場合の質問は3回までかなという具合に私は思ってるんですけども、それで合ってますか。

○議長（森野 隆君） はい。

○7番（上田太治君） 分かりました。

まず、町有地の土壤調査委託料についてでありますけども、私は当初より、この土壤調査については、本来は、もし、するのであれば、契約をする前にするべきものであった。それがされてなくて、悪質な土質が、土壤があるということが分かって初めて契約解除になるべきものであったという立場をとっております。それにもかかわらず、町は一方的に契約を解除され、紛争に発展しました。そうした中で、令和6年、昨年度には、私は反対したわけですけども、調査費用が盛り込まれました。これは令和6年度に調査費用が計上されたのにもかかわらず、なぜ調査がされなかつたのかということが1点。また、調査をされずに持ち越して、その調査費用が1.5倍にもなつた。それについても深く疑問を感じます。また、法的な根拠もなしに調査をする。そういうことについても大変な疑念を感じております。このことについて町長の答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、お問い合わせを頂きました事柄に關しましては、担当課から答弁を申し上げます。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） それでは、答弁申し上げます。

まず1点目は、令和6年度に調査費用を計上しておきながら、調査をしなかつたというところでの御質問であったかと思いますけれども、それにつきましては、令和6年度から、先様のほうと紛争審査会の中で調停というようなことで申請をされまして、進めてきましたのもあります、取りあえず、紛争審査会の中で話し合っている中で調査をしていくのはいかがなものかというところで、調査をすることについて見合わせたわけでございます。

2点目ですけれども、調査をせずに持ち込んで、今回倍以上の金額がかかっているというようなことの御質問であったと思いますけれども、これにつきましては、調査内容につきまして、法律に基づいたものではなく任意のものではございます。その中で土壤汚染対策法、それとダイオキシン類特別措置法を参考に今回調査のほうをさせ

ていただく中で、ボーリング調査なりをしましてサンプルをとる。それを調べるという検体数がちょっと増えましたもので、金額の増となっております。それに合わせまして、物価上昇というところも少なからずあるというふうに思っております。

あと、法的ではないのに、なぜするのかというような御質問であったと思いますけれども、当初から申し上げておりますとおり、工事に従事される方の安全性の確保、それと、土地を買われます買主の方につきましても、その土地をずっと使っていかれるわけでございますから、買主の方の安心と、それと安全の確保というところを考えまして、法的ではございませんが、土壤汚染対策法、それとダイオキシン類特別措置法を参考に今回調査をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 今まで全員協議会の中では、この審査の内容については、審査中であるために公表できないということを常々おっしゃっておられました。まだ審査は終わっていないわけでございます。そうした中で11月7日に全員協議会の中で説明をされております。私はちょっと病欠で欠席をしておりましたので、次の全員協議会の中では説明を求めたわけですが、審査会から、町が土地の土壤調査を先行して実施し、土壤調査により基準値を超える値が出ず、燃え殻、不法投棄物が処分されれば契約解除は有効。申請人が町に本契約解除による損害賠償をしない。町は申請人との契約解除をした工事と同内容で契約するという内容で和解してはどうかという打診があり、町が土地の土壤調査を先行して実施してはどうかとの提案があったということでございますが、これは審査会からこういう提案があって、先様はこれに同意をされているのですか。言うてますのは、契約解除をしたら、契約解除はもうしたと。でも同じ内容で工事を契約することにより、損害賠償を請求しない。相手方は町に損害賠償の請求をしないというようにおっしゃっておられるのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

この全員協議会の後に、該当業者から陳情書が出ました。私どもは書面で見る限りですので、どこまでが正しいのかということは正確には把握できませんけども、これらについては、全員協議会の中では土壤調査をすれば問題の解決に大きく前進するというような感じの説明をされたように私はとてるんですけども、どうもそうではないらしい。和解をすればそれが、契約解除が成立するのかしないのかということは問

題がない。要は、和解をしたんやから、契約解除もないわけですので、元に戻るわけですね、和解をすれば。その辺については、正しい説明を全員協議会の中でしていたかないと、私は、議員は判断ができないのでないのかなという具合に思うわけです。

また、私は建築業者じやないので分かりませんけども、法的に義務のない土壌調査をして、点数をたくさんとれば、どこかでは当たるかもわからんけども、当たる可能性もあるわけです。なければどこをとっても当たらないわけですけどもね。それよりも、もし、するのであれば、やはり工事の契約議決の、そもそもその契約解除が間違っていたんだということを認めて、工事をする中で、土壌汚染されている、それらしいものが見つかったときに調査をし、本当に汚染物があるのかどうかを調査をして対応するのが効率的な、一番貴重な税金を使わない方法ではないのかな。

今までには、契約解除したことによって随分と町税が使われております。町は、自らの行動については、昨日来からの一般質問でもありましたように、何ら非を認めようとしたしません。やはり間違っていたところは素直に認め、お互いが和解をすることによって、税金を使わない、無駄遣いをしない方法が一番最良だと思うのですが、これについては町長に答弁をお願いいたします。

**○議長（森野 隆君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 全体に踏まえてのお話であるというふうに思いますけれども、それは費用がより丁寧な形で、全ての紛争であったりということが解決していくということが一番望ましいことだというふうにも思っております。今回は、紛争の審査会のほうから、両者のそれぞれの立場というところ、それをヒアリングを下さいました上で、その裁定として示されたものを全員協議会で御報告を申し上げてきているものでございます。それが審査会からの大きな前提となる部分であるということにおいて、そのことを議案になしているという事柄なんでございます。

先様とも含めて、真摯な対応ということに常に努めてきておりますし、また一方、現在は審査会の中で動いている事柄でございますので、先様との直接のコンタクト等々ということにはなかなかににくいというところは一方あるのかなというふうには思っております。

議員の今、何か紙がちょっと、頂かれてるというようなことなのかなというふうに思いますけれども、紙を頂かれてるということなんだというふうに思いますけれども、あくまで、今、紛争審査会の中で当事者としてこの裁定を仰ぎ、また、その裁定を今

頂いてるというところが現下の状況であるというふうにも思っております。

冒頭申し上げましたとおり、やはり全てが公的な部分で照らしながら、それはそうだという裁定に私どもも従いながら、皆が円満な形で収まっていくということが一番望ましい姿であるというふうに当然思っておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） ちょっと私は分からなかつたんですけども、町長の言われる紙というのは、この陳情書のことですかね。分かりました。この陳情書が議会に提出されております。それを読む限りではということです。ですから、この陳情書の中にも書いてますように、本人が望まれているのは、裁判でなく話し合いで解決したいということを望んでおられるわけですね。弁護士を使わない、当事者同士の話し合いで早期に和解をしたい。相手方がそのように望んでおられておるのに、なぜこちらはかたくなに契約解除を推し進めなければならないのか。副町長もこの事情の中で、契約解除した場合の損害賠償金は契約金までには至らないでしょうというようなお話もされましたけども、もし、その損害賠償金を払えば、ここには、全員協議会の資料には、町に大変都合のよいことが書いてますけども、和解をすれば、和解をするなり、契約解除が成立すれば損害賠償をしないというようなことは、当事者はおっしゃっていないと私は伝え聞いております。

そういう観点からしても、やはり当初の契約解除が間違いであった。そういうことを素直に認めて、私は、早期に和解をし、一日も早く、他市では行われていない同和対策事業の中のこういう事業を早期に解決していくことが地元のためにもなると思うんですけども、それについては、町長、あくまでも紛争の中でしていきたいという具合に思っておられるのか。また、この調停の中で、こうしなさいというような強い指示はないはずでございます。それが本当にこのようにそういう話があったのかどうかも含めてお聞かせを頂きたいと思います。

本来、調停というのは、片方ずつの話を聞くだけでございますし、その解決法については、それが有効であるのか、無効であるのかという結論は、和解をした場合には出ないのが普通でないのかなという具合に思いますけども、それについても、担当課と町長含めて答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

町長、申し訳ないです。すいません。町長のお話、ちょっと私も耳が大分あれです

ので、語尾をはっきり言ってください。単語は分かるんですけど、最後がちょっと聞き取りにくいので、しっかりと語尾をはっきり言ってください。

以上です。

**○町長（有村国知君）** 先ほど来、御答弁申し上げております事柄でございますけれども、紛争審査会様、裁判にも準ずるというようなことであるものでございます。現在、こちらのほうで裁判、審査会をしていただいているというところでございますので、当事者同士の中において交渉を進めていくという、今は場面ではないというように理解をしておるものでございます。その状況等々を踏まえ、おっしゃっていただいた、そんなことは言っておらないというふうなこともおっしゃってるよということも今伝えていただいておりますけれども、その辺りの事柄、どこまで触れられるかというのはあるかもしれませんけれども、担当課より御答弁を申し上げます。

**○議長（森野 隆君）** 人権政策課長。

**○人権政策課長（藤野知之君）** 仲裁の中でのお話でありますが、11月7日の全員協議会でもお伝えさせてもらったとおり、審査会のほうからは、こういう内容で和解してはどうかということで、それに当たって、まずは土壤調査等を実施してはどうかというような提案がありました。もちろん、町のほうも以前から仲裁の中で話を進めていこうというようなスタンスでおりましたので、審査会がそうおっしゃるので、今回、調査費のほうを補正予算で計上させていただいて、調査のほうを実施させていただいて、こちらに書いてますように、和解の方向に進むのであれば、こちらのほうで、審査会のほうの中で進めていただけだと、という思いもありまして、今回、調査を先行して実施するための補正予算を計上したものでございます。

**○議長（森野 隆君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 最後の質問ですので、的確にお答えを頂きたいと思います。審査会からこういう提案があったということでございますけども、この提案によって和解がされるのかどうか。私が聞いてる限りでは、調査をし、町税を使っていただいても、相手方は応じるとは言っておられないという具合に伝え聞いております。また、審査会がその和解をするかせんかという権限は当然持っておられませんわね。相手方が和解をするかしないかということですので。

この調査については、無駄遣いになお輪をかけることになると思います。また、もし、この審査会で裁判と同じやとおっしゃっておられるのでね、もし、結論が出たと

しても、裁判であれば1審ありますので、上告することも可能かと思いますけども、これらについては、そういうことになれば、ますます泥沼化されるわけですね、和解をするのが最適でしょうと審査会もおっしゃってるわけですね。

和解をするためには、契約解除を取りやめたら相手方も即和解をする。賠償金は当然要らないわけですね、元に戻るわけですので。工事が遅延された、それについてはおっしゃるかどうかは、私は分かりませんけども、少なくとも、今の段階では、それが一番の無駄遣いを最少に留める方策だと思いますが、どう思われますか。そういう意思もあるのかどうかも含めて。副町長。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本基治郎君） お答えします。

まずもって、議員から先ほど来、契約解除したことが間違いであったとはっきりおっしゃっておられます、私どもとしては、間違っていないというふうに考えておりますので、その点は、間違っていたということが正しい情報だということは違うということをお伝えさせてもらいたいと思います。

それから、和解に関しましては、紛争審査会から御提案を頂いて、今回の土壤調査に関しましては御提案を頂いて、それに基づいて調査させてもらった結果を紛争審査会の中でどういうふうに御判断されるかというのは、今のところ、私たちも分かってはいないんですけども、ただ、紛争審査会のほうで御判断されるには土壤調査が必要であるというふうに、そういう趣旨で我々に御提案されたというふうに受け取っておりますので、今回、補正予算案として出させていただいたものであるということをございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。13番、辰巳 保君。

○13番（辰巳 保君） 13番、辰巳。2点お聞きします。13ページの総務費寄付金についてです。企業版ふるさと納税寄付金の納付企業が、ちょっと正しく読めないかもわからないですが、NEXYZ. ファシリティーズというふうに説明書に書いてあるんですが、同時に全協で滋賀銀行が入っているというような付属した説明があったかなと思ってるんです。このファシリティーズは滋賀銀行のグループ企業なのかどうかとか、一体この企業はどういう企業なのかと。東京都と書いてあるので、この企業がわざわざ我が町に企業版ふるさと納税をしていただいたというところで、もう

少し丁寧な説明をお願いしたいというふうに思います。

もう一つは、デジタル活用推進事業債についてです。この明細を見ていると、先ほど電子計算費が1,320万計上をしてるんです。それで、デジタル活用推進事業債については、説明資料、概要書の添付していただいている説明で、6月議会の債務負担行為の設定は、令和7年度から令和14年度における債務負担行為を承認していると。今議会では、自治体情報システム標準化移行業務に係る費用のうち、交付税措置のあるデジタル活用推進事業債を活用できることに伴っての起債の歳入補正予算に計上していると。よって、電子計算費の歳出財源は、起債を財源にしたことにより一般財源を減額されていると。財源内訳表でね。

説明では、電子計算運営事業内の、これは概要書に添付していただいている資料のことです。電子計算運営事業内の委託料に執行残があるため補正を行わないと記述されています。節による財源流用ではなく、財源変更で予算上に変更がないのに、わざわざ委託料に執行残があるため補正しないといった、こういう説明をした根拠について説明をお願いしたいというふうに思います。

これは関連的で答えていただけるのかどうかは分かりませんが、先ほど財産の取得を承認しました。子どものデジタル授業を進めている中で、読んでると危惧されるものがありましたんで確認をしておきたいなと思っている質疑です。デジタル授業では子どもの論理的な発言を導きにくいとか、算数、数学においては、図などを用いる、または図表を作成したところに書き入れるとかにより論理性を養うことに問題性を指摘する声がありますが、40分授業とデジタル授業の工夫などにどのように整理されているのかなというところで、質疑に該当しなければ結構です。

○議長（森野 隆君） 辰巳議員、ごめんなさい。今のは補正予算に入ってますか。

○13番（辰巳 保君） デジタル入ってるんちやうのかな。ごめん。

○議長（森野 隆君） 入ってございませんので、すいません。

○13番（辰巳 保君） じゃあ、そんで結構です。2点について。

○議長（森野 隆君） 最初の2点です。すいません。企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） まず1点目の、企業版ふるさと納税の関係でございます。企業版ふるさと納税は個人がされるふるさと納税の企業版ということで、企業が自治体に寄付をするというものでございます。

NEXYZ. ファシリティーズにつきましては、東京に本社のある、設備等のリースをされている会社でございます。この会社が企業版のふるさと納税を使いまして地方の自治体に寄付をするというときに、滋賀銀行様はふるさと納税の仲介をされている。要は、個人で言いますと、例えばさとふるであったりとか、ふるナビとか、ああいった仲介をされております。今回、滋賀銀行のビジネスマッチングサービスという、これは要は企業版ふるさと納税の仕組みでございます。の中で滋賀銀行がふるさと納税をしたいという企業さんを愛荘町に御紹介いただきまして、愛荘町とその企業がくつついた、マッチングしたというところで寄付を頂いたというような流れになっております。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・DX推進室長（田中孝幸君） それでは、デジタル活用推進事業債の活用についてというところでございます。議員おっしゃるように、説明資料の21ページに、今回につきましては、当初の流れを少し説明資料としてつけております。議員おっしゃりますように、今回のここの活用させていただきますのは、ガバメントクラウドの移行に伴います自治体情報システム標準化への移行に伴う経費の部分がありまして、議員おっしゃられましたように、令和7年6月議会で上程させていただいた部分で、債務負担行為をとらさせていただいた部分でございます。総額につきましては8億7,946万6,000円の部分で、その内訳としましては、標準システムと標準外システム、そして現行システムへの延伸の部分の3つの部分が合わさっているものでございます。

そうした中で、説明資料にもございますように、標準外システムの部分につきまして、今回その部分は、今後、令和8年度から令和12年度まで使用するシステムではありますが、それを毎年均等にお支払いをする予定をしておりましたが、その部分につきましてのイニシャルコストの部分につきまして、説明にもありますように、デジタル活用推進事業債のほうが活用できるという部分になります。

その部分で起債を活用することによりまして、議員もおっしゃっていただいておりますように、起債に入りました部分の、以降、交付税のほうが措置があるというところでございます。こうした中で、この部分を、説明資料にもありますように、議員がおっしゃられた、委託料に執行残があるという部分につきましては、今回、今年度の部分で、事業番号で言うと3280番、電子計算費運営事業のところで、今年度、

いろいろなシステムの開発というか、施策変更というか、委託料の部分での執行残がありますので、その部分につきまして、予算を確保した上で実施、令和7年度として1,649万円の部分を充てさせていただき事業実施させていただきたいという旨の内容でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森野 隆君） ほかに。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） まず1つ目の、ふるさと納税なんです。滋賀銀行が仲介役でアンテナを張って受け入れたと。それ自体、寄付金を受け入れることは財源確保なんで、それ自体を問題にしてるわけじゃなくて、同じように調べていたら、わざわざ、当然、企業としては9割が経費や何だといって、減税と合わせて、企業は50万円出しても45万円は、要するに返ってくるというのか、そういう仕組みになってるんです。ですから、企業としては、別にどこからでも受け入れたらいいわけです、我が町は。ただ、気になったのは、調べていて、電気関係もやっていると。電力小売事業にも参入してるという書き方がしてあったんです。ということは、22ページの資料の、公共施設への電力供給最適化、これのA、B、C社があるわけです。これはあくまでも臆測なんでね、あまり臆測の質疑をしてるとちょっと批判を受けると思うんで、だから、こういう事業とも関係してるのであるのかだけ。というのは、これ、物すごく、企業版ふるさと納税は町との関係で非常に注意をしていかざるを得なくなつたんです。ですから、こんな、ちょっとひんしゆくを買うんですが、臆測も含めて確認をする、議会がしっかりチェック機能を果たすというふうに書かれているので、確認をしたいのです。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 辰己議員、御心配されてるのは、要は請負とかの関係に影響するのではないかというところの部分かというふうに考えております。今回、NEXYZのほうにつきましては、頂いておる事業内容につきましては、今の空調、LED等の導入ができるサービスをされているのが1つ。要はファイナンス関係ですね、リースの。それともう一つは、メディアプロモーション事業ということで、有名タレントの肖像を広報に使えるサービスという、この2点ということになっておりますので、直接的に電力事業に関わっているかということに関しては、仕入れる情報の中ではそのようなことはないというふうに確認しております。

○議長（森野 隆君） それでは、ほかに質疑はありませんか。3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 土壤調査の件で、172万の件でお伺いします。

私とこの、同対事業の残事業のことなのでちょっとお伺いしたいことがありますので、説明をお願いします。先ほど副町長が、この契約解除は間違っていないとはつきり言わされましたよね。そしたらね、これ、調停が、今年1月の8日に第1回審理が開かれて、合意が見込めなかつたために調停が打切りって、これに弁護士費用を使ってますよね。そして、仲裁申請でも申し立てて、これ、また66万円の補正予算を組みましたよね。

今回、これ、172万7,000円。これでお幾らになるか、計算したら分かること思ふんですけども、そしてこれ、請負金額、分かっておられると思いますが、372万3,500円です。何もなければ372万5,000円で終わってるんです。それをいまだに引きずってますので、補正予算を重ねてくるわけです。請負金額が372万3,500円で済むやつを、まだこれ工事かかってないんで、その補正予算も足してお幾らになりますか。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本基治郎君） お答えします。

今回、補正予算でお願いしています172万7,000円を含みまして、合計で628万7,000円になる見込みでございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 副町長、間違つてないといふんであれば、毅然とした態度でずっとといつてください。何もこんな、土壤調査をする必要もないし、と私は思います。するなら最初にやってください。請負業者の方が燃え殻をどけてくださいとか、ダイオキシンがどうのこうのとか言うたときにやってください。間違つてないといふからですよ。そしたら、もうそのままずっとといつてください。困るのは住民です。

そして、これ、物価高騰で苦しんでる最中なんですよ、住民が。これを補正予算また172万何ぼ。これ、どうやって住民に説明するんですかね。私はもう住民に説明しようがないです。そんなとこも考えてこれ出してやっていただきたいです。私の一般質問で物価高騰の声も質問させていただいてることもありますし、住民は望んでないですよ。こんなにお金を使って整備してくれというのは。そこのとこを一番考えてやってください。それ以上は申しませんけど。

○議長（森野 隆君） ほかに。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） あまり、こうと思ったんですけど、あまりにも熱弁してくれはるさかいに、あえて説明させてもらいますけども、今の土壤調査の件でお聞きしたいんですけども、本来、対象とされてないところやと僕は思ってます。いろんなことがあって、今回そういう判断されたと思うんですけども、いろいろ専門業者も気にされてはると思うんですけど、調査の内容は、これ、第一種特定有害物質、第二種、第三種とまでありますけれども、第三種が一番きついと思いますけど、どの辺を想定してやられるのか、お答えしてください。環境基準を超した場合、恐らく改善せなあかんと思うんですけども、改善費用って幾らぐらいかかると思っておられますか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 土壤の調査で、第一種、第二種、第三種とあると思うんですけども、調査については3種類とも、第一種、第二種、第三種をさせていただくということで、今、予算のほうを計上させていただいております。

久保田議員から質問がありました、基準を超えたたら幾らぐらいということなんですが、そちらのほうも確認をさせていただくと、どの項目が基準を超えたとか、あと、今はざっくりボーリング調査をさせていただくだけなんですが、それで基準を超えたたら、またさらに深さとか、影響の範囲とか、そういうような調査をして、今後どういう対策をしていくかということを検討していかなければならないんですけども、その辺は今の段階ではちょっと分からぬということで話は聞いております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） だから対象外なんですよ。何があるか分からぬから。ある一定のものが出るから、調査対象の物件って決まってるんですよ。無作為にこれやってしまうと、今の約630万ですか。そこがどんどん、どんどん増えていくんですね。本来対象のないところに。今回は、「いやいや、それでも」って近隣が言うてはるのでもなく、業者が言うてはるのでもなく、いい方向的回答を頂いてるにもかかわらず、やろうとしはる意図がちょっと私には見えないんですけども、決して、分からなかつたらいいや、ほっとけ、ではないんですよ、私が言っているのは。やらなければいけないことはやらなければいけないと私は思うんですけども、そこをまだあえ

てやって、対象外をやって、環境基準を超えてたときには、さらにいくわけですよね。6か所とか7か所とかいくわけですよね。どんどん、どんどん大きくなっていくんですけど、それを十分把握されて今やられておられるんでしょうか。ちょっとそこをお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 後々のことなんですけれども、基準値を超える値が出れば、そういうふたつのような対応もしていかなければならないということは考えております。ただ、今回、審査会のほうから、調査を先行して実施してはどうかということを言われておりますので、その提案を受け入れて調査をするということをございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 慎重にお願いします。

以上です。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

○7番（上田太治君） 議長。

○議長（森野 隆君） 上田議員。

○7番（上田太治君） 議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議を提出いたします。

○議長（森野 隆君） それでは、上田議員、動議の内容を発言してください。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 予算書3ページの繰入金を修正するとともに、予算書4ページ歳出の住宅費172万7,000円、つまり、調査費についての減額の修正の動議をいたします。

○議長（森野 隆君） ただいま上田議員から修正動議が提出されました。賛成の方はおられますか。

[「動議に賛成」の声あり]

○議長（森野 隆君） 議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議が提出され、所定の賛成者がありましたので成立いたしました。

---

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後3時27分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森野 隆君） 議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）

に対する修正案の発議者の発言を求めます。7番、上田太治君。

〔7番 上田太治君登壇〕

○7番（上田太治君） 議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）

に対する修正案についての説明をいたします。

愛荘町議会議長、森野隆様。令和7年12月10日。

発議者、愛荘町議会議員、上田太治、同、澤田源宏、同、小菅久宣、同、高橋正夫、同、久保田正利。

議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条3及び愛荘町議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

別紙の修正案についての説明をいたします。

議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案。

議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）の一部を次のように修正する。

第1条中、838万4,000円を665万7,000円に改め、124億8,716万2,000円を124億8,543万5,000円に改める。

第1表 歳入歳出補正予算の一部を次のように改める。

皆様、お手元にある資料のとおりでございます。これにつきましては、歳入の財政調整基金繰入額を記載のとおり修正いたしまして、歳出の土木費、小集落改修事業、土壤調査委託料172万7,000円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより修正案の質疑に入ります。質疑はございませんか。6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 6番、村田です。議案第69号の修正動議について質問いたします。発言者に対する質問いたします。

紛争審議会に答申された案件であります。紛争審議会は、建設工事や住宅に関するトラブルを裁判外で専門家が公正、中立に解決する公的機関で、国土交通省や各都道府県に設置され、あっせんから調停、仲裁の手続を通じて、迅速かつ簡易な解決を目指す、建設業法や住宅品確法に基づき、専門委員が関与し、工事の契約不適合などの紛争を扱います。

現在、この件につきましては、相手方との和解を進めるために、副町長を本部長とし、何度も話し合ってこられました。紛争審議会に申請されましたので、紛争審議会は、あっせん、調停、仲介を経て、最終的に土壤調査をするように指示された。土壤調査をして汚染がないということを証明して、相手方に説明して和解するようにと指示されたというふうに聞いておりますが、例えば、これが修正になりますと、紛争審議会に対してはどのように処理をされるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） ただいま村田議員より、紛争審議会より指示されたという発言がありましたが、指示されたという具合には私は認識をしておりません。勧められたという認識であります。何よりも、この紛争審議会の中ででも和解をすることこそが一番だという具合に思います。それには、相手方の言い分も認め、こちらの非は非と認めて話し合いをすること。この問題については、既に工事費以上の経費がかかっております。さらなる町税を使うことは、到底町民の皆様の理解を得られません。メンツのために、いつまでもいつまでも貴重な町税を際限なく使うのではなく、調査をしない、調査費用をかけない解決の方法を求めるべきであると思います。

最後に申されました、その後については、私は専門家ではありませんのでよく分かりませんけども、和解をして解決をすれば、速やかに解決をすると思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） この紛争審議会は、弁護士や専門家の方がやっておられまして、一応、仲裁、あっせん、調停のときに話し合いができるればいいんですが、仲裁のときはどちらかに判決を下されるというふうなことだと私は思ってまして、それが

終わったら次は裁判でということはあり得ないのではないかというふうに思ってます。そういったことで、相手方は、解決したいという意思があるのであれば、それは十分いいんですけども、紛争審議会が土壤調査をするようにという指示をされたというふうに私は聞いてますが、それを無視して解決できるのかどうかということは、ちょっと疑問に思います。その点は、副町長、どのようにお考えなのか、一遍お聞きしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 副町長に聞くのはいかんか思いますので、もう一度、説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 先ほども申しましたように、これは勧められたということであり、和解をすれば、当然その和解は受け入れられるものと私は心得ております。認識をしております。

以上です。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） これより討論に入ります。討論の順序は、まず原案賛成者、次に原案反対者及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者で進めます。

まず、原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 次に、原案反対者及び修正案反対者の発言を許します。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 次に、もう一度、原案賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 4番、澤田です。修正案に賛成する立場から討論を行います。

紛争審議会が土壤調査を言ってるだけで、法的根拠は全くないということと、相手

方も土壤調査を何も望んでいないということを知っておりますので、この172万7,000円は必要ないと思いますので、討論を終わります。

○議長（森野 隆君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これより、議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

まず、本案に対する上田議員ほか4人から提出された修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第69号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案を採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第10、議案第70号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、補正予算書の27ページをお開きください。

議案第70号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,261万2,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正によるものです。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、28ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正で説明させていただきます。まず、歳入の部でございます。11款繰越金1項繰越金60万2,000円の追加、補正後予算額19億2,261万2,000円です。

次のページ、29ページをお願いいたします。歳出の部でございます。10款諸支出金1項償還金及び還付加算金60万2,000円の追加で、補正後予算額19億6,261万2,000円です。

次のページ、30ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正です。特定健診の業務として1,023万円を限度額として債務負担をお願いするものです。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第70号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第11、議案第71号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 補正予算書の 35 ページをお開きください。

議案第 71 号 令和 7 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 144 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 9,407 万 3,000 円とするものです。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 岁入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、36 ページをお願いいたします。第 1 表 岁入歳出予算補正で説明させていただきます。歳入の部でございます。3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 72 万 2,000 円の追加。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 72 万 2,000 円の追加、補正後予算額 16 億 6,407 万 3,000 円です。

次のページ、37 ページをお開きください。歳出の部でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 144 万 4,000 円の追加、補正後予算額 16 億 9,407 万 3,000 円です。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13 番、辰己 保君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己です。

介護保険特別会計、今回、システム改修変更に伴うものになってるんですが、担当課で聞くと、6 町クラウドでこのシステム改修を行うと。そもそもこの要因は何なんだという確認をしましたら、今回、国会で税制改正が行われていると。それに伴って、介護保険の階層区分が、要するに給与控除が 55 万から 65 万に引き上げられると。それにそのままシステムを適用してくると混乱を起こすというので、逆にブロックをするというシステムであるわけで、それならば、私は、歳入のところで国が全額 10 割負担でやるべきというふうに読み取ったわけです。ですから、逆に町の負担分、要するに後年度での国の負担に変えるために地方交付税算入がされるのかどうかを確認

しておきます。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

今の2分の1の部分につきましては、交付税措置はございません。一般会計の一財  
ということの繰入れということになってございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸  
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第71号 令和7年度愛  
荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

---

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を4時からといたします。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時58分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森野 隆君） 地方自治法第117条の規定により、高橋副議長に交代いた  
します。

〔森野 隆議長 退席〕

○副議長（高橋正夫君） ただいま森野 隆君から議長の辞職願が提出されました。  
お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御

異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

○副議長（高橋正夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 5 9 分

再開 午後 4 時 0 0 分

○副議長（高橋正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議長の辞職

○副議長（高橋正夫君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。

事務局に辞職願を朗読させます。局長。

○議会事務局長（森 まゆみ君） それでは、辞職願を読み上げさせていただきます。

令和7年12月8日、愛荘町議会副議長様。愛荘町議会議長、森野 隆。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

辞職日、令和7年12月10日。

以上でございます。

○副議長（高橋正夫君） お諮りします。森野 隆君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、森野 隆君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

---

○副議長（高橋正夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 0 1 分

再開 午後 4 時 0 2 分

○副議長（高橋正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（高橋正夫君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を行うことに決定しました。

---

○副議長（高橋正夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時03分

○副議長（高橋正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎選挙第1号の上程、選挙

○副議長（高橋正夫君） 追加日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長（高橋正夫君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、議会人に13番、辰己 保君及び1番、久保田正利君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○副議長（高橋正夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」の声あり]

○副議長（高橋正夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○副議長（高橋正夫君） 投票箱に異状はなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1番の議員から順番に投票をお願いいたします。

[投票]

○副議長（高橋正夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高橋正夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。13番、辰己 保君及び1番、久保田正利君の開票の立会をお願いいたします。

[開票]

○副議長（高橋正夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票は0です。

有効投票のうち、河村善一君12票、瀧 すみ江君2票。

以上です。この選挙の法定得票数は4票です。

---

○副議長（高橋正夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時13分

○副議長（高橋正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（高橋正夫君） 投票の結果、河村善一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（高橋正夫君） ただいま議長に当選されました河村善一君が議場におられます。愛荘町議会会議第33条第2項の規定により、当選の告知をします。議長に当選されました河村善一君から就任の挨拶があります。

○10番（河村善一君） ただいまは議長選ありがとうございました。森野議長の後を受けて議長として、3月4日までの任期でございます。精いっぱい議会運営、全員の皆さんの御協力を頂きながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

---

○副議長（高橋正夫君） 短い時間でしたけど、議長を交代いたします。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を 17 時 30 分からということで、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 4 時 17 分

再開 午後 4 時 59 分

○議長（河村善一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま指定 1 件、報告 1 件、選挙 2 件、選任 1 件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、指定 1 件、報告 1 件、選挙 2 件、選任 1 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎指定第 1 号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第 1 、指定第 1 号 議席の変更についてを議題にします。

愛荘町議会会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の変更を行います。変更した議席は、お手元に配付した議席書のとおり決定してよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、指定第 1 号 議席の変更については、お手元に配付した議席書のとおりと決定しました。

---

### ◎報告第 2 号の上程、報告

○議長（河村善一君） 追加日程第 2 、報告第 2 号 常任委員会副委員長の報告についてを議題にします。

各常任委員会で互選の結果、教育民生常任委員会副委員長に森野 隆君を互選されましたので、報告します。

---

### ◎選挙第 2 号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第 3 、選挙第 2 号 愛知郡広域行政組合議会議員の

選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

愛知郡広域行政組合議会議員に河村善一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました1人を愛知郡広域行政組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した1人が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。

河村善一君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

### ◎選挙第3号の上程、説明、決定

**○議長（河村善一君）** 追加日程第4、選挙第3号 東近江行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

東近江行政組合議会議員に森野 隆君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました1人を東近江行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました1人が東近江行政組合議会議員に当選されました。

森野 隆君が議場にいますので、愛莊町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

### ◎選任第2号の上程、説明、選任

○議長（河村善一君） 追加日程第5、選任第2号 特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、愛莊町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

予算・決算特別委員会委員に議長を除く全議員13人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選任第2号 特別委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（河村善一君） 本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

お諮りします。議事の都合により、12月11日から12月18日まで休会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、12月11日から12月18日まで休会することに決定しました。

12月19日午前9時から本会議です。御苦労さまでした。以上で終わります。ありがとうございました。

散会 午後5時05分